

入 札 説 明 書

件 名

仙台市今泉工場ほか7施設電力需給契約（売電・買電）

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和5年6月2日

2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長

3 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 **仙台市今泉工場ほか7施設電力需給契約（売電・買電）**
売電（3施設で発生する余剰電力の売却）：58,531,081kWh（予定）
買電（7施設で使用する電力の調達）：7,145,000kWh（予定）
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別添仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和5年10月1日から令和6年9月30日まで
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。
また、当該資格において営業種目を「**その他の物品販売**」で登録している者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。
- (9) 事故発生時等緊急対応が必要な場合に、対応可能な体制が整備されていること。

5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4(1)の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時に於いて4(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。6(1)又は(3)の手続きが必要であることに留意すること。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類：① 一般競争入札参加申請書

（添付書類）

② 4(8)に該当することを証する書類（経済産業大臣からの登録通知の写し等）

③ 安定供給確約書（別添様式1）

イ 提出期間：令和5年6月2日から令和5年6月19日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、令和5年6月19日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

- (2) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は令和5年6月29日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。

- (3) 上記(2)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。入札参加者又はその代理人として入札室に入室した者が入札室内で辞退届を提出した場合は、即時に入札室を退室すること。また、当該入札の辞退を表明している入札書を投函した場合（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）は、無効の入札書を投函したものとみなす。

6 令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者の手続き

- (1) 本入札の参加希望者で、令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、4(1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：令和5年6月2日から令和5年6月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、令和5年6月9日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

- (2) 令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。
- (3) 4(1)に掲げる令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者で、4(1)に掲げる営業種目の登録をしていない者は、営業種目の追加を行うことができる。営業種目の追加を行う者は、5(1)に掲げる入札参加申請書等の提出に併せて、「入札参加資格登録事項変更届(様式第10号)」を提出すること(「変更事項」欄に「種目の追加」と記入し、「変更後」欄に追加する営業種目名を記入すること。なお、営業に関し、法令上の許可・登録を必要とする業種の場合は許可(登録)証明書の写しを添付すること)。なお、当該変更届の様式を掲載しているホームページのアドレスは次のとおり。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/henko.html>

7 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問(見積に必要な事項に限る。)がある場合は、次に従い提出すること。
 - ア 提出書類：質疑応答書(別添様式。質問事項を記載すること。)
 - イ 提出期間：5(1)イに同じ。
 - ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。
 - エ 提出方法：5(1)エに同じ。
- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、令和5年6月29日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和5年7月26日 13時20分
ただし、郵便による入札の受領期限は令和5年7月25日とする。
- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市財政局財政部契約課入札室
ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること(住所は上記に同じ)。
なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること(電話番号022-214-8124)。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金：免除
- (2)契約保証金：免除

10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(18)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（マイナンバーカード、自動車運転免許証、会社発行の写真付き身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、別添様式による**入札書**、**入札金額積算内訳総括表及び内訳書**（別添様式2）を作成し、**提出**すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
ア 件名（仙台市今泉工場ほか7施設電力需給契約（売電・買電））
イ 入札金額（総額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額を含む））
 - ・入札金額は、売電分契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）から買電分契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）を差し引いた総額とする。買電分契約希望金額が売電分契約希望金額を上回る場合は、金額にマイナスを記載すること。
 - ・入札書の入札金額と入札金額積算内訳総括表の契約希望金額総額は、一致すること。一致しない場合において、入札執行主務者より補正を求められたときは、入札参加者又はその代理人は、入札金額に基づいて速やかにこれを補正しなければならない。
 - ・入札は総額で行うが、契約は入札金額積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約となるので、入札参加者又はその代理人はそのことに留意すること。なお、売電・買電いずれの電力量も、あくまでも想定であり約束する電力量ではない。実際の電力量が、予定電力量と相違しても、本市は一切の責を負わない。
 - ・割引料金等の設定により、入札金額積算内訳書を変更する必要がある場合は変更を認める。様式を変更する場合は、割引後の基本料金・電力量料金等が分かるように記載し、入札参加者の責任で積算・確認を行った上で提出すること。割引料金等の契約書への反映については、落札者からの申し出により協議に応じる。
 - ・再度の入札を行う場合も、入札書に併せて入札金額積算内訳総括表及び内訳書の提出が必要となるので注意すること。
 - ・入札金額積算内訳総括表及び内訳書は、返却しない。
ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）
エ 宛て先（「仙台市長」と記入すること。）
オ 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）

カ 入札者氏名及び押印。ただし、押印を省略する場合には、本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記入すること。

(10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。

(11) 持参による入札の場合においては、**入札書及び入札金額積算内訳総括表及び内訳書を併せて封筒に入れ**、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、8(1)に示した日時に、8(2)に示した場所において提出しなければならない。

郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、**入札書及び入札金額積算内訳総括表及び内訳書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写し**を入れ、8(1)に示した受領期限までに、8(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。

(12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。なお、入札時においては、燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとする。

(13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。

(14) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。

(15) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(16) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。

(18) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載のない又は判然としない入札書
- (6) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (7) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額を訂正した入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 入札が真正なものであることが確認できない入札書
- (13) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (14) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (15) 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

- (1) 契約希望総額が予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、入札金額積算内訳総括表及び内訳書における買電分の契約希望金額が、買電分に係る予定価格以下の場合に限る。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（入札室に入室していた代理人を含む）にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に係りのない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があつたときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (4) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日（その期間中に仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項に規定する休日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うものとする。ただし、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて本市が別に定めた期日までとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17 支払いの条件

別添契約書案による。

18 契約条項

別添契約書案、規則及び特例規則による。

契約書案の記載について、変更又は追記を希望する場合は、「7 仕様書に対する質問」と同時に、質疑応答書を使用して申し出ること。質問回答と同時に、その是非を回答する。

尚、各小売事業者が定める統一約款の内容は、契約書及び仕様書に定めがない事項について協議する場合に参照し、優先するよう努めるが、仙台市との契約締結書類に統一約款そのものを含めることは認めない。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。
- (3) この契約の買電に係る部分

は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。

また、この変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、本市はその損害賠償の責めを負わないものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書
- 小売電気事業者としての登録を受けた者であることを証する書類（経済産業大臣からの登録通知の写し等）
- 安定供給確約書（別添様式1）

2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの
(マイナンバーカード、自動車運転免許証、会社発行の写真付き身分証明書等。ただし、原本に限る。写真付き名刺、健康保険証は不可。)
- 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札金額積算内訳総括表及び内訳書（別添様式2）
- 入札用封筒

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛て先) 仙 台 市 長

申請人住所

商号又は名称

氏 名

印※

電 話 番 号

物品等又は特定

役務の名称 (件名)

上記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、本申請書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

(注) 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時（登録時）において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請してください。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名 (任意) _____ 氏名 _____ 電話 _____

本件担当者 部署名 (任意) _____ 氏名 _____ 電話 _____

Email : _____

安 定 供 給 確 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 仙台市長 様

(入札者)

所在地

商号又は名称

代表者 (役職・氏名)

私は、仙台市公告 (令和 5 年 6 月 2 日付け) で調達する電気の供給の入札において落札者となった場合には、誠意を持って電気の安定供給に努めることを確約します。

また、事故発生時等緊急の場合に対応するため、あらかじめ当社及び貴市間の通常の連絡方法の他に、別の緊急時用の連絡体制を確保し、仙台市内を接続供給の供給区域とする一般送配電事業者及び貴市と速やかに連絡をとり、事態に対応することを確約します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 調達件名 | 仙台市今泉工場ほか 7 施設電力需給 (売電・買電) |
| 2 予定使用電力量 | 7, 145, 000 k W h |
| 3 供給場所 | 仙台市今泉工場ほか 6 施設
(仙台市若林区今泉字上新田 103 番地) |
| 4 供給期間 | 令和 5 年 10 月 1 日午前 0 時から令和 6 年 9 月 30 日 24 時まで |
| 5 緊急連絡体制 | 別紙 (任意様式) のとおり |
| 6 供給体制等 | 別紙 (任意様式) のとおり |

注 1 本文中の「別の緊急時用の連絡体制」とは、メンテナンス担当部門等と直接連絡がとれる体制をいい、具体的な連絡先 (電話番号) を明記するものであること。

注 2 上記 5 及び 6 に係る別紙は、任意様式とする。(同一用紙への記載で構わない。)

別紙には、事故発生時等の具体的な緊急時連絡体制、電源の所在地 (調達先)、当該電源の出力、電気の送電方法その他、安定供給を確約するうえで必要な事項を記載する。

入札金額積算内訳総括表

商号又は名称

1. 売電分

施設名	契約希望金額
今泉工場	
葛岡工場	
松森工場	
小計(①)	

2. 買電分

施設名	契約希望金額
今泉工場	
松森工場	
石積埋立処分場	
延寿埋立処分場	
森郷埋立処分場跡地排水処理施設	
堆肥化センター	
南蒲生環境センター	
小計(②)	

3. 契約希望金額総額(入札金額)

売電分(①)－買電分(②)＝

--

入札金額積算内訳書(売電)

別添様式2

施設名:今泉工場

商号又は名称

内訳書(計算書)

	昼間			円	夜間・休日			円	合計料金	
	夏季昼間	その他季昼間	料金		円/kWh	kWh	料金			
	円/kWh	kWh	kWh		円/kWh	kWh	円			
R5.10月		252,150		円		462,050		円		
11月		234,800		円		473,700		円		
12月		352,000		円		660,600		円		
R6.1月				円		146,450		円		
2月		32,300		円		20,800		円		
3月		364,350		円		636,600		円		
4月		352,000		円		648,100		円		
5月		327,450		円		672,200		円		
6月		343,050		円		621,900		円		
7月	400,650			円		663,750		円		
8月	387,600			円		698,350		円		
9月	331,900			円		590,400		円		
(合計)		1,120,150	2,258,100			6,294,900			9,673,150	
1年当たりの電気料金										

この色のセルのみ入力

		1キロワット時につき	
平日 昼間	夏季		円
	その他季		円
夜間及び休日			円

(税抜単価。小数点以下第2位まで記入。)

(留意事項)

- (1)入力単価は、消費税及び地方消費税相当額抜きの金額とすること。
- (2)合計金額(税込)欄は、入札金額積算内訳総括表の契約希望金額と一致すること。
- (3)この入札金額積算内訳書(売電)は、入札書と併せて封筒に入れること。

合計金額(税抜) 円
 合計金額(税込) 円
 (円未満の端数金額切捨て)

入札金額積算内訳書(売電)

別添様式2

施設名: 葛岡工場

商号又は名称

内訳書(計算書)

	昼間			円	夜間・休日			円	合計料金	
	夏季昼間	その他季昼間	料金		円/kWh	kWh	料金			
	円/kWh	kWh	kWh		円/kWh	kWh	円			
R5.10月		2,327,150				2,819,650				
11月		1,558,950				2,006,150				
12月		1,220,350				1,886,500				
R6.1月		890,400				1,801,550				
2月		2,049,500				2,604,700				
3月		2,109,600				2,513,400				
4月		951,400				1,283,800				
5月		903,000				1,483,600				
6月		156,800				237,250				
7月	935,250					1,323,750				
8月	1,018,900					1,294,050				
9月	2,049,500					2,939,200				
(合計)		4,003,650	12,167,150			22,193,600			38,364,400	
1年当たりの電気料金									合計金額(税抜)	
									合計金額(税込)	

この色のセルのみ入力

		1キロワット時につき	
平日 昼間	夏季		円
	その他季		円
夜間及び休日			円

(税抜単価。小数点以下第2位まで記入。)

(留意事項)

- (1)入力単価は、消費税及び地方消費税相当額抜きの金額とすること。
- (2)合計金額(税込)欄は、入札金額積算内訳総括表の契約希望金額と一致すること。
- (3)この入札金額積算内訳書(売電)は、入札書と併せて封筒に入れること。

入札金額積算内訳書(売電)

別添様式2

施設名: 松森工場

商号又は名称

内訳書(計算書)

	昼間			料金	円	夜間・休日			料金	円	合計料金	
	夏季昼間	その他季昼間				円/kWh	kWh	円			円	円
	円/kWh	kWh	kWh			円/kWh	kWh	円			円	円
R5.10月			26,439				21,208					
11月			576,894				720,561					
12月			583,182				770,872					
R6.1月			543,124				849,167					
2月			58,947				46,722					
3月			705,153				862,288					
4月			222,981				250,780					
5月			616,210				801,666					
6月			239,603				299,408					
7月		528,777					611,196					
8月		529,184					608,015					
9月							21,154					
(合計)		1,057,961	3,572,533				5,863,037					10,493,531
1年当たりの電気料金												合計金額(税抜) 円
												合計金額(税込) 円
												(円未満の端数金額切捨て)

この色のセルのみ入力

		1キロワット時につき	
平日 昼間	夏季		円
	その他季		円
夜間及び休日			円

(税抜単価。小数点以下第2位まで記入。)

(留意事項)

- (1)入力単価は、消費税及び地方消費税相当額抜きの金額とすること。
- (2)合計金額(税込)欄は、入札金額積算内訳総括表の契約希望金額と一致すること。
- (3)この入札金額積算内訳書(売電)は、入札書と併せて封筒に入れること。

入札金額積算内訳書

施設名:今泉工場

商号又は名称 _____

1-1. (令和5年度) 常時供給電力分

期別	使用状況	基本料金単価 (円/kW) A	契約電力 (kW) B	力率割引 係数 C	基本料金 (円) D=A×B×C	電力量料金単価 (円/kWh) E	予定使用電力量 (kWh) F	電力量料金 (円) G=E×F	電気料金合計 (円) H=D+G
11月	その他季	不使用	800	1.00					
12月	その他季	不使用	800	1.00					
1月	その他季	使用	800	0.95			77,000		
2月	その他季	使用	800	0.95			79,000		
3月	その他季	不使用	800	1.00					
								小計 I	

(留意事項:共通)

- (1)金額はすべて消費税及び地方消費税相当額(合計税率10%)を含む金額を記入すること。
(2)基本料金単価(A欄及びJ欄)は、使用月と不使用月ごとに、それぞれ同一料金とすること。
(3)電力量料金単価(E欄及びN欄)は、夏季とその他季ごとに、それぞれ同一料金とすること。なお、不使用月も金額を記入すること。
(4)各月の電気料金合計(H欄及びQ欄)は小数点以下を切り捨てた金額を記入すること。
(5)契約希望金額(11ヶ月合計)欄は、入札金額積算内訳総括表の契約希望金額と一致すること。
(6)この入札金額積算内訳書は、入札書と併せて封筒に入れること。

1-2. (令和6年度) 常時供給電力分

期別	使用状況	基本料金単価 (円/kW) A	契約電力 (kW) B	力率割引 係数 C	基本料金 (円) D=A×B×C	電力量料金単価 (円/kWh) E	予定使用電力量 (kWh) F	電力量料金 (円) G=E×F	電気料金合計 (円) H=D+G
4月	その他季	不使用	800	1.00					
5月	その他季	不使用	800	1.00					
6月	その他季	使用	800	0.95			9,000		
7月	夏季	不使用	800	1.00					
8月	夏季	不使用	800	1.00					
9月	夏季	不使用	800	1.00					
								小計 II	

2-1. (令和5年度) 自家発補給電力分: 定期検査または定期補修時

期別		使用状況	基本料金単価 (円/kWh) J	契約電力 (kW) K	力率割引 係数 L	基本料金 (円) M=J×K×L	電力量料金単価 (円/kWh) N	予定使用電力量 (kWh) O	電力量料金 (円) P=N×O	電気料金合計 (円) Q=M+P
11月	その他季	不使用		900	1.00					
12月	その他季	不使用		900	1.00					
1月	その他季	使用		900	0.95			255,000		
2月	その他季	使用		900	0.95			207,000		
3月	その他季	不使用		900	1.00					
小計Ⅲ										

2-2. (令和6年度) 自家発補給電力分: 定期検査または定期補修時

※「夏季」の単価については、下記留意事項を参照のこと。

期別		使用状況	基本料金単価 (円/kWh) J	契約電力 (kW) K	力率割引 係数 L	基本料金 (円) M=J×K×L	電力量料金単価 (円/kWh) N	予定使用電力量 (kWh) O	電力量料金 (円) P=N×O	電気料金合計 (円) Q=M+P
4月	その他季	不使用		900	1.00					
5月	その他季	不使用		900	1.00					
6月	その他季	不使用		900	1.00					
7月	夏季※	不使用		900	1.00					
8月	夏季※	不使用		900	1.00					
9月	夏季※	不使用		900	1.00					
小計Ⅳ										

(留意事項: 自家発補給電力分 定期検査または定期補修時)

※電力量料金単価(N欄)のうち、「夏季」の単価は、「その他季」の単価に係数「1.0353」を乗じた金額(小数第3位以下切り捨て)□を超えない金額とすること

契約希望金額 (Ⅰ～Ⅳ合計)	
--------------------------	--

(自家発補給電力: 定期検査または定期補修時以外の電力量料金単価)

※定期検査または定期補修時以外の電力量料金単価について、契約希望単価を下欄に記入すること。

ただし、上表に記入した定期検査または定期補修時の単価に、下記の係数を乗じた金額(小数第3位以下切捨て)を超えない金額とすること。

	電力量料金単価※ (円/kWh)	係数
夏季		1.0939
その他季		1.0888

入札金額積算内訳書

施設名:松森工場

商号又は名称 _____

1-1. (令和5年度) 常時供給電力分

期別	使用状況	基本料金単価 (円/kW) A	契約電力 (kW) B	力率割引 係数 C	基本料金 (円) D=A×B×C	電力量料金単価 (円/kWh) E	予定使用電力量 (kWh) F	電力量料金 (円) G=E×F	電気料金合計 (円) H=D+G
10月	その他季		2,000	0.86			600,000		
11月	その他季		2,000	1.00					
12月	その他季		2,000	1.00					
1月	その他季		2,000	1.00					
2月	その他季		2,000	0.86			100,000		
3月	その他季		2,000	1.00					
								小計 I	

(留意事項:共通)

- (1)金額はすべて消費税及び地方消費税相当額(合計税率10%)を含む金額を記入すること。
(2)基本料金単価(A欄及びJ欄)は、使用月と不使用月ごとに、それぞれ同一料金とすること。
(3)電力量料金単価(E欄及びN欄)は、夏季とその他季ごとに、それぞれ同一料金とすること。なお、不使用月も金額を記入すること。
(4)各月の電気料金合計(H欄及びQ欄)は小数点以下を切り捨てた金額を記入すること。
(5)契約希望金額(12ヶ月合計)欄は、入札金額積算内訳総括表の契約希望金額と一致すること。
(6)この入札金額積算内訳書は、入札書と併せて封筒に入れること。

1-2. (令和6年度) 常時供給電力分

期別	使用状況	基本料金単価 (円/kW) A	契約電力 (kW) B	力率割引 係数 C	基本料金 (円) D=A×B×C	電力量料金単価 (円/kWh) E	予定使用電力量 (kWh) F	電力量料金 (円) G=E×F	電気料金合計 (円) H=D+G
4月	その他季		2,000	0.86			300,000		
5月	その他季		2,000	0.86			20,000		
6月	その他季		2,000	0.86			300,000		
7月	夏季		2,000	1.00					
8月	夏季		2,000	1.00					
9月	夏季		2,000	0.86			700,000		
								小計 II	

2-1. (令和5年度) 自家発補給電力分: 定期検査または定期補修時

期別		使用状況	基本料金単価 (円/kW) J	契約電力 (kW) K	力率割引 係数 L	基本料金 (円) M=J×K×L	電力量料金単価 (円/kWh) N	予定使用電力量 (kWh) O	電力量料金 (円) P=N×O	電気料金合計 (円) Q=M+P
10月	その他季	使用		1,000	0.86			700,000		
11月	その他季	不使用		1,000	1.00					
12月	その他季	不使用		1,000	1.00					
1月	その他季	不使用		1,000	1.00					
2月	その他季	不使用		1,000	1.00					
3月	その他季	不使用		1,000	1.00					
小計Ⅲ										

2-2. (令和6年度) 自家発補給電力分: 定期検査または定期補修時

※「夏季」の単価については、下記留意事項を参照のこと。

期別		使用状況	基本料金単価 (円/kW) J	契約電力 (kW) K	力率割引 係数 L	基本料金 (円) M=J×K×L	電力量料金単価 (円/kWh) N	予定使用電力量 (kWh) O	電力量料金 (円) P=N×O	電気料金合計 (円) Q=M+P
4月	その他季	不使用		1,000	1.00					
5月	その他季	不使用		1,000	1.00					
6月	その他季	不使用		1,000	1.00					
7月	夏季※	不使用		1,000	1.00					
8月	夏季※	不使用		1,000	1.00					
9月	夏季※	使用		1,000	0.86			700,000		
小計Ⅳ										

(留意事項: 自家発補給電力分 定期検査または定期補修時)

※電力量料金単価(N欄)のうち、「夏季」の単価は、「その他季」の単価に係数「1.0344」を乗じた金額(小数第3位以下切り捨て)□
を超えない金額とすること

契約希望金額 (Ⅰ～Ⅳ合計)	
--------------------------	--

(自家発補給電力: 定期検査または定期補修時以外の電力量料金単価)

※定期検査または定期補修時以外の電力量料金単価について、契約希望単価を下欄に記入すること。

ただし、上表に記入した定期検査または定期補修時の単価に、下記の係数を乗じた金額(小数第3位以下切捨て)を超えない金額とすること。

	電力量料金単価※ (円/kW)	係数
夏季		1.0906
その他季		1.0851

入札金額積算内訳書

施設名: 石積埋立処分場

商号又は名称 _____

1-1. (令和5年度)

期別		使用状況	基本料金単価 (円/kW)	契約電力 (kW)	力率割引 係数	基本料金 (円)	電力量料金単価 (円/kWh)	予定使用電力量 (kWh)	電力量料金 (円)	電気料金合計 (円)
			A	B	C	D=A×B×C	E	F	G=E×F	H=D+G
10月	その他季	使用		356	0.85			162,000		
11月	その他季	使用		356	0.85			160,000		
12月	その他季	使用		356	0.85			170,000		
1月	その他季	使用		356	0.85			170,000		
2月	その他季	使用		356	0.85			123,000		
3月	その他季	使用		356	0.85			165,000		
									小計 I	

(留意事項: 共通)

- (1)金額はすべて消費税及び地方消費税相当額(合計税率10%)を含む金額を記入すること。
- (2)基本料金単価(A欄)は、使用月と不使用月ごとに、それぞれ同一料金とすること。
- (3)電力量料金単価(E欄)は、夏季とその他季ごとに、それぞれ同一料金とすること。なお、不使用月も金額を記入すること。
- (4)各月の電気料金合計(H欄)は小数点以下を切り捨てた金額を記入すること。
- (5)契約希望金額(12ヶ月合計)欄は、入札金額積算内訳総括表の契約希望金額と一致すること。
- (6)この入札金額積算内訳書は、入札書と併せて封筒に入れること。

1-2. (令和6年度)

期別		使用状況	基本料金単価 (円/kW)	契約電力 (kW)	力率割引 係数	基本料金 (円)	電力量料金単価 (円/kWh)	予定使用電力量 (kWh)	電力量料金 (円)	電気料金合計 (円)
			A	B	C	D=A×B×C	E	F	G=E×F	H=D+G
4月	その他季	使用		356	0.85			156,000		
5月	その他季	使用		356	0.85			162,000		
6月	その他季	使用		356	0.85			152,000		
7月	夏季	使用		356	0.85			154,000		
8月	夏季	使用		356	0.85			153,000		
9月	夏季	使用		356	0.85			152,000		
									小計 II	

契約希望金額 (I ~ II 合計)	
--------------------------------	--

入札金額積算内訳書

施設名: 延寿埋立処分場

商号又は名称 _____

1-1. (令和5年度)

期別		使用状況	基本料金単価 (円/kW)	契約電力 (kW)	力率割引 係数	基本料金 (円)	電力量料金単価 (円/kWh)	予定使用電力量 (kWh)	電力量料金 (円)	電気料金合計 (円)
			A	B	C	D=A×B×C	E	F	G=E×F	H=D+G
10月	その他季	使用		64	0.85			22,000		
11月	その他季	使用		64	0.85			19,000		
12月	その他季	使用		64	0.85			21,000		
1月	その他季	使用		64	0.85			19,000		
2月	その他季	使用		64	0.85			20,000		
3月	その他季	使用		64	0.85			24,000		
									小計 I	

(留意事項: 共通)

- (1)金額はすべて消費税及び地方消費税相当額(合計税率10%)を含む金額を記入すること。
- (2)基本料金単価(A欄)は、使用月と不使用月ごとに、それぞれ同一料金とすること。
- (3)電力量料金単価(E欄)は、夏季とその他季ごとに、それぞれ同一料金とすること。なお、不使用月も金額を記入すること。
- (4)各月の電気料金合計(H欄)は小数点以下を切り捨てた金額を記入すること。
- (5)契約希望金額(12ヶ月合計)欄は、入札金額積算内訳総括表の契約希望金額と一致すること。
- (6)この入札金額積算内訳書は、入札書と併せて封筒に入れること。

1-2. (令和6年度)

期別		使用状況	基本料金単価 (円/kW)	契約電力 (kW)	力率割引 係数	基本料金 (円)	電力量料金単価 (円/kWh)	予定使用電力量 (kWh)	電力量料金 (円)	電気料金合計 (円)
			A	B	C	D=A×B×C	E	F	G=E×F	H=D+G
4月	その他季	使用		64	0.85			22,000		
5月	その他季	使用		64	0.85			20,000		
6月	その他季	使用		64	0.85			19,000		
7月	夏季	使用		64	0.85			30,000		
8月	夏季	使用		64	0.85			32,000		
9月	夏季	使用		64	0.85			31,000		
									小計 II	

契約希望金額 (I ~ II 合計)	
-----------------------	--

入札金額積算内訳書

施設名: 森郷埋立処分場跡地排水処理施設

商号又は名称 _____

1-1. (令和5年度)

期別	使用状況	基本料金単価 (円/kW) A	契約電力 (kW) B	力率割引 係数 C	基本料金 (円) D=A×B×C	電力量料金単価 (円/kWh) E	予定使用電力量 (kWh) F	電力量料金 (円) G=E×F	電気料金合計 (円) H=D+G
10月	その他季		34	0.85			15,000		
11月	その他季		34	0.85			15,000		
12月	その他季		34	0.85			15,000		
1月	その他季		34	0.85			16,000		
2月	その他季		34	0.85			12,000		
3月	その他季		34	0.85			16,000		
								小計 I	

(留意事項: 共通)

- (1)金額はすべて消費税及び地方消費税相当額(合計税率10%)を含む金額を記入すること。
- (2)基本料金単価(A欄)は、使用月と不使用月ごとに、それぞれ同一料金とすること。
- (3)電力量料金単価(E欄)は、夏季とその他季ごとに、それぞれ同一料金とすること。なお、不使用月も金額を記入すること。
- (4)各月の電気料金合計(H欄)は小数点以下を切り捨てた金額を記入すること。
- (5)契約希望金額(12ヶ月合計)欄は、入札金額積算内訳総括表の契約希望金額と一致すること。
- (6)この入札金額積算内訳書は、入札書と併せて封筒に入れること。

1-2. (令和6年度)

期別	使用状況	基本料金単価 (円/kW) J	契約電力 (kW) K	力率割引 係数 L	基本料金 (円) M=J×K×L	電力量料金単価 (円/kWh) N	予定使用電力量 (kWh) O	電力量料金 (円) P=N×O	電気料金合計 (円) Q=M+P
4月	その他季		34	0.85			15,000		
5月	その他季		34	0.85			16,000		
6月	その他季		34	0.85			15,000		
7月	夏季		34	0.85			16,000		
8月	夏季		34	0.85			16,000		
9月	夏季		34	0.85			15,000		
								小計 II	

契約希望金額
(I ~ II 合計)

入札金額積算内訳書

施設名: 堆肥化センター

商号又は名称 _____

1-1. (令和5年度)

期別	使用状況	基本料金単価 (円/kW) A	契約電力 (kW) B	力率割引 係数 C	基本料金 (円) D=A×B×C	電力量料金単価 (円/kWh) E	予定使用電力量 (kWh) F	電力量料金 (円) G=E×F	電気料金合計 (円) H=D+G
10月	その他季		111	0.85			46,000		
11月	その他季		111	0.85			31,000		
12月	その他季		111	0.85			19,000		
1月	その他季		111	0.85			53,000		
2月	その他季		111	0.85			48,000		
3月	その他季		111	0.85			53,000		
								小計 I	

(留意事項: 共通)

- (1)金額はすべて消費税及び地方消費税相当額(合計税率10%)を含む金額を記入すること。
- (2)基本料金単価(A欄)は、使用月と不使用月ごとに、それぞれ同一料金とすること。
- (3)電力量料金単価(E欄)は、夏季とその他季ごとに、それぞれ同一料金とすること。なお、不使用月も金額を記入すること。
- (4)各月の電気料金合計(H欄)は小数点以下を切り捨てた金額を記入すること。
- (5)契約希望金額(12ヶ月合計)欄は、入札金額積算内訳総括表の契約希望金額と一致すること。
- (6)この入札金額積算内訳書は、入札書と併せて封筒に入れること。

1-2. (令和6年度)

期別	使用状況	基本料金単価 (円/kW) J	契約電力 (kW) K	力率割引 係数 L	基本料金 (円) M=J×K×L	電力量料金単価 (円/kWh) N	予定使用電力量 (kWh) O	電力量料金 (円) P=N×O	電気料金合計 (円) Q=M+P
4月	その他季		111	0.85			47,000		
5月	その他季		111	0.85			48,000		
6月	その他季		111	0.85			48,000		
7月	夏季		111	0.85			48,000		
8月	夏季		111	0.85			47,000		
9月	夏季		111	0.85			44,000		
								小計 II	

契約希望金額 (I ~ II 合計)	
--------------------------------	--

入札金額積算内訳書

施設名: 南蒲生環境センター

商号又は名称 _____

1-1. (令和5年度)

期別		使用状況	基本料金単価 (円/kW) A	契約電力 (kW) B	力率割引 係数 C	基本料金 (円) D=A×B×C	電力量料金単価 (円/kWh) E	予定使用電力量 (kWh) F	電力量料金 (円) G=E×F	電気料金合計 (円) H=D+G
10月	その他季	使用		168	0.86			19,000		
11月	その他季	使用		168	0.86			19,000		
12月	その他季	使用		168	0.86			19,000		
1月	その他季	使用		168	0.86			19,000		
2月	その他季	使用		168	0.86			20,000		
3月	その他季	使用		168	0.86			19,000		
									小計 I	

(留意事項: 共通)

- (1)金額はすべて消費税及び地方消費税相当額(合計税率10%)を含む金額を記入すること。
- (2)基本料金単価(A欄)は、使用月と不適用月ごとに、それぞれ同一料金とすること。
- (3)電力量料金単価(E欄)は、夏季とその他季ごとに、それぞれ同一料金とすること。なお、不適用月も金額を記入すること。
- (4)各月の電気料金合計(H欄)は小数点以下を切り捨てた金額を記入すること。
- (5)契約希望金額(12ヶ月合計)欄は、入札金額積算内訳総括表の契約希望金額と一致すること。
- (6)この入札金額積算内訳書は、入札書と併せて封筒に入れること。

1-2. (令和6年度)

期別		使用状況	基本料金単価 (円/kW) J	契約電力 (kW) K	力率割引 係数 L	基本料金 (円) M=J×K×L	電力量料金単価 (円/kWh) N	予定使用電力量 (kWh) O	電力量料金 (円) P=N×O	電気料金合計 (円) Q=M+P
4月	その他季	使用		168	0.86			18,000		
5月	その他季	使用		168	0.86			16,000		
6月	その他季	使用		168	0.86			21,000		
7月	夏季	使用		168	0.86			18,000		
8月	夏季	使用		168	0.86			21,000		
9月	夏季	使用		168	0.86			17,000		
									小計 II	

契約希望金額 (I ~ II 合計)	
-----------------------	--

入 札 書

件名

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

_____年 月 日

(宛て先)

_____ 様

会社（商店）名

入 札 者 氏 名

印※

(注) 委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） _____ 氏 名 _____ 電 話 _____ .

本件担当者 部署名（任意） _____ 氏 名 _____ 電 話 _____ .

記載例（本人の場合）

競争入札参加資格者名簿に登録されている代表者（受任者の登録がある場合は受任者）名で入札を行う場合。

入 札 書

件名 ○○○○○○○○○業務委託

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

入札金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和○年 ○月 ○日

（宛て先）

仙台市長

印は、競争入札参加資格名簿登録時に提出した「使用印鑑届」による届出印を使用します。
※押印は省略できます。その場合、下部の責任者及び担当者欄を記入します。

支店長が入札を行う場合は、支店名も記載します。

会社（商店）名 ○○○○株式会社

支店長が入札を行う場合は、「支店長 ○○○」と記載します。

入札者氏名 代表取締役 ○○○○ 印※

（注）委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏名 電話

本件担当者 部署名（任意） 氏名 電話

記載例（代理人の場合）

委任状で代理人と定められた者が入札を行う場合。

入 札 書

件名 ○○○○○○○○○業務委託

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和○年 ○月 ○日

（宛て先）

仙台市長

委任状に押印した「使用印鑑」を押印します。
※押印は省略できます。その場合、下部の責任者及び担当者欄を記入します。（委任状の使用印鑑欄も空欄とします。）

会社（商店）名 ○○○○株式会社

委任状で代理人と定められた者の氏名

入札者氏名

□□ □□

印※

（注）委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏名 電話

本件担当者 部署名（任意） 氏名 電話

委任状

年 月 日

様

住所

委任者

氏名

印※1

私は、
を代理人と定め、
年 月 日
仙台市において行う下記件名の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名

受任者は次の印鑑を使用します。※2

使用印鑑



※1 押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名 (任意) 氏名 電話

本件担当者 部署名 (任意) 氏名 電話

※2 入札書への押印を省略する場合は、使用印鑑の届出は不要です。

委任状

令和〇年 〇月 〇日

仙台市長 様

住所 仙台市〇〇区△△■丁目■-■

委任者 〇〇〇〇株式会社

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印※1

私は、〇〇 〇〇 を代理人と定め、令和〇年 〇月 〇日
仙台市において行う下記件名の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

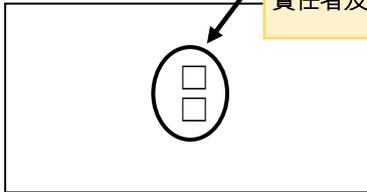
競争入札参加資格者名簿に登載されている代表者（受任者の登載がある場合は受任者）名で作成し、登録時に提出した「使用印鑑届」による届出印を使用します。
※押印は省略できます。その場合、下部の責任者及び担当者欄を記入します。

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。※2

印は、この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印します。
※押印は省略できます。その場合、下部の責任者及び担当者欄を記入します。

使用印鑑



※1 押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名（任意） 氏名 電話

本件担当者 部署名（任意） 氏名 電話

※2 入札書への押印を省略する場合は、使用印鑑の届出は不要です。

契 約 番 号
第 号

電 力 需 給 契 約 書

- 1 件 名 仙台市今泉工場ほか7施設電力需給契約（売電・買電）
- 2 契約期間 令和 5年10月 1日 から
令和 6年 9月30日 まで
（買電については、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- 3 契約単価 第20条及び第31条のとおり
- 4 契約保証金 免 除

上記電力需給について、仙台市（以下「発注者」という。）と、消費税及び地方消費税に係る

〔課 税 業 者〕
〔 免 除 業 者〕
税業者_____（以下「受注者」という。）は、各々の対
等な立場における合意に基づいて、上記記載事項及び次の条項により公正な契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙 台 市
代表者 市長 郡 和子 印

受注者 住 所
氏 名

第1章 共通事項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に、この契約（仕様書を含む。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 発注者は、仕様書及び発注者が本契約により電力を供給するに当って適用する諸規程に基づき、発注者が供給する電力の全量を契約書記載の契約期間中、受注者へ供給するものとし、受注者は、発注者にその対価を支払うものとする。
- 3 受注者は、仕様書及び受注者が本契約により電力を供給するに当って適用する諸規程に基づき、発注者が使用する電力を需要に応じて契約書記載の契約期間中、発注者に供給するものとし、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。
- 9 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠する。
- 11 この契約に係る訴訟については、仙台地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。

(目的)

- 第2条 発注者及び受注者は、廃棄物発電の有効利用と電力需給の円滑化を図ることを目的として、次条以下に定めるところにより電力の需給を行う。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(発注者の解除権)

- 第4条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (2) 天災その他不可抗力を原因としない理由により、電力需給の実施の見込みがないと認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (4) 第8条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、発注者は、当該日から契約満了日に係る契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの単価を乗じて計算した総額の10分の1に相当す

る額を違約金として徴収することができる。

(談合による解除)

第5条 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。

(発注者の任意解除権)

第6条 発注者は、第4条第1項各号及び前条第1項に規定によるほか、契約期間の間、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 発注者は、第4条第1項各号に規定するもののほか、特定調達に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）第5条第2項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除等)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (2) 受注者（その使用人（要綱別表第2号に規定する使用人をいう。）が、受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (3) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。）の維持

運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

- (4) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - (5) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - (6) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
 - (7) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、前項の規定を適用する。
 - 3 前2項の規定により契約が解除された場合においては、第8条第2項の規定を準用する。
 - 4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（受注者の解除権）

第8条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第9条 受注者は、契約が解除された場合において、受注者が既に電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する料金を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、契約が解除された場合において、発注者が既に電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する料金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前2項の料金は、発注者と受注者とが協議して定める。

（損害賠償）

第10条 受注者は、次のいずれかに該当したときは、その損害を賠償しなければならない

い。

- (1) 天災その他不可抗力による停電の場合を除き、停電等により発注者に損害を与えたとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき理由により生じた停電により第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。

(契約外の事項)

第 1 1 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約書の各条項に疑義を生じたときについては、発注者及び受注者は誠意をもって協議し、その処理に当たるものとする。

第 2 章 電力需給契約（売電）

(需給電力)

第 1 2 条 発注者は、今泉工場及び葛岡工場の一般廃棄物による自家発電設備からの発生電力のうち、自らが消費する電力を除いた電力（余剰電力）及び、松森工場の一般廃棄物による自家発電設備からの発生電力から、自らが消費する電力を除いた電力（余剰電力）のうち、再エネ特措法第 2 条第 2 項に定義する再生可能エネルギー電気に相当する電力（以下「バイオマス電力」という。）を除いた電力（以下「非バイオマス電力」という。）を受注者に供給し、受注者はこれを全量受電する。

(需給施設及び地点)

第 1 3 条 この契約による電力の需給施設及び地点は次のとおりとする。

- (1) 今泉工場 仙台市若林区今泉字上新田 103 番地
- (2) 葛岡工場 仙台市青葉区郷六字葛岡 57 番地の 1
- (3) 松森工場 仙台市泉区松森字城前 135

(発電電力量の増減)

第 1 4 条 発注者の発電電力量は、発注者の都合により変動することができる。

(電力需給上の協力)

第 1 5 条 発注者及び受注者は、電力需給を円滑に行うため、周波数、電圧及び力率を正常な値に保つ等常に誠意を持って互いに協力するものとする。また、受注者が系統運用するうえで必要な事項については、発注者と受注者とが別途協議して定めるものとする。

2 発注者は、受注者の求めに応じ、発電所の需給計画及び定期点検の実施計画について受注者に提出するものとする。

(託送供給契約)

第 1 6 条 需給電力の供給のために別途一般送配電事業者との託送供給契約が必要な場合、受注者は、受注者の責任と負担により、一般送配電事業者と適切な内容で託送供給契約を遅滞なく締結するものとする。

(送電時間)

第17条 発注者は、廃棄物による需給電力が発生している場合は常に、受注者に対して送電を行うことができるものとする。ただし、一般送配電事業者が一般送配電事業者の電気工作物の点検又は補修を必要とする場合、若しくはその他保安上必要がある場合は、一般送配電事業者の予告に基づき、発注者は電力供給の中止又は制限について、受注者に速やかに通知するものとする。

(計画値同時同量)

第18条 受注者は発注者に代わり、計画値同時同量の責務を負うものとする。ただし、受注者が実同時同量を選択する場合は、この限りでない。

2 発注者に発電インバランスが発生した場合は、その責務は受注者に帰属するものとする。ただし、松森工場においては、非バイオマス電力の発電インバランスが発生した場合とする。

3 受注者は、本発電設備で発生する発電インバランスの費用を負担するものとする。ただし、松森工場においては、非バイオマス電力の発電インバランスの費用とする。

(需給電力量の計量及び算定)

第19条 毎月の需給電力量の計量は、需給地点に発注者が設置した送電用の電力量計(記録型)により計量するものとする。

2 前項に定める需給電力量は、次条で定める「平日昼間夏季」、「平日昼間その他季」及び「夜間及び休日」の各時間帯に区分して計量するものとする。

3 電力量計の計量は、毎月1日午前0時に行うものとする。

4 電力量計の計量は、東北電力ネットワーク株式会社が行い、受注者は同社より通知される需給電力量を発注者に速やかに通知し、発注者の確認を受けるものとする。

5 毎月の需給電力量の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

6 計量器の故障等によって需給電力量を正しく計量できなかった場合には、発注者はただちに受注者にその旨を連絡するものとし、前項の算定期間における需給電力量は、その都度、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(料金)

第20条 受注者が発注者に支払う毎月の料金は、次の各号に定める電力量料金と消費税等相当額の合計とする。

(1) 電力量料金

電力量料金は、前条により計量された各時間帯の需給電力量に別紙1「売電契約単価一覧」のそれぞれの契約単価を乗じたものとする。

ただし、夏季とは毎年7月1日から9月30日とし、その他季とは夏季以外の期間をいう。

また、平日昼間とは休日等を除く日の午前8時から午後10時までの時間をいい、夜間及び休日とは夏季及びその他季の平日昼間帯を除く時間をいう。

なお、休日等とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1

月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日をいう。

(2) 消費税等相当額

この契約における消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

- 2 料金の算定における端数処理について、消費税等が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数は切り捨てるものとする。

(料金の支払)

第21条 発注者は、前条により算定された料金を該当月の翌月15日までに受注者に請求し、受注者は該当月の翌々月1日（1日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までに発注者に支払うものとする。ただし、請求書の受注者への到着が15日以降の場合は、受注者は請求書到着後15日以内に支払うことができるものとする。

- 2 受注者が支払期限までに料金を支払わない場合は、仙台市分担金その他の歳入の延滞金に関する条例（昭和34年10月5日仙台市条例第21号）に規定する延滞金特例基準割合（令和5年1月1日施行）による計算方法に準拠し、遅延損害金を算出し加算するものとする。

(電気工作物の調査)

第22条 発注者及び受注者は、この契約に基づく電力需給に直接関係のある電気工作物に対し、相手方から調査の要求があった場合には、これに応じるものとする。

(記録)

第23条 発注者は、所定の様式による電力需給日誌を備え、需給に関する必要な事項を明確に記録し、その写しを受注者に送付するものとする。ただし、通信装置を用いた自動検針の場合は、これを省略できるものとする。その場合、受注者は、自動検針によって記録された需給電力量を、原則として毎月第一営業日に発注者に対して送付するものとする。

第3章 電力需給契約（買電）

(供給電力)

第24条 受注者は、発注者が供給施設で使用する電力を供給する。受注者が発注者の供給施設へ供給する電力は、電力需給契約（売電）により受電した電力（書面等により本市清掃工場由来及び非化石電源による電力（CO2フリー）であることを証明すること）とし、需要が上回る場合は、受注者が別途調達した非化石電源による電力（CO2フリー）を供給する。ただし、今泉工場への電力の供給開始は、令和5年11月1日とする。

(供給施設)

第25条 この契約による電力の供給施設及び地点は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 今泉工場 | 仙台市若林区今泉字上新田 103 番地 |
| (2) 松森工場 | 仙台市泉区松森字城前 135 |
| (3) 石積埋立処分場 | 宮城県富谷市石積堀田 26 |
| (4) 延寿埋立処分場 | 仙台市泉区福岡字延寿地内 |
| (5) 森郷埋立処分場跡地排水処理施設 | 宮城県宮城郡利府町森郷字内の目北 17-1 |
| (6) 堆肥化センター | 宮城県富谷市石積堀田 26 |
| (7) 南蒲生環境センター | 仙台市宮城野区蒲生字八郎兵エ谷地第二 |

(使用電力量の増減)

第 26 条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

(電力供給上の協力)

第 27 条 発注者及び受注者は、この契約に係る電力の供給を円滑に行うため、周波数、電圧及び力率を正常な値に保つ等誠意を持って互いに協力するものとする。また、受注者が系統運用するうえで必要な事項については、発注者と受注者とが別途協議して定めるものとする。

(契約電力の変更)

第 28 条 契約電力を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議のうえ、変更するものとする。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約単価を変更しなければならない。

2 発注者が前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を使用した場合には、超過金の支払いについて発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払いが適当であると認められたときは、発注者は、受注者の請求により下記の超過金を支払うものとする。

超過金 = (その月の最大需要電力 - 契約電力) × 基本料金単価 × (1.85 - 力率/100) × 1.5

3 高压受電施設(今泉工場を除く。)については、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(使用電力量の計量)

第 29 条 受注者は、毎月末日の 24 時に計量器に記録された値を発注者の指定する者の立ち会いのもとに読みとり、検針した使用電力量(当該月の初日 0 時から末日 24 時までに使用した電力量)を発注者に通知しなければならない。ただし、これにより難いときは、発注者の了解を得て、「毎月末日」を「受注者が定める計量日の前日」と、「当該月の初日 0 時から末日 24 時までに使用した電力量」を「前月の計量日 0 時から当月の計量日の前日 24 時までに使用した電力量」と読み替えるものとする。

2 電力料金の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

(料金の計算)

第 30 条 毎月の電気料金の計算方法は、基本料金と電力量料金の和(1円未満の端数は切り捨てる。)に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金(1円未満の端数は切り捨てる。)を加えた額とする。

2 前項の基本料金は、次により算出する。

$$\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

3 第1項の電力量料金は、次により算出する。

$$\text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量} \pm \text{燃料費等調整単価} \times \text{使用電力量}$$

4 第1項の電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、次により算出する。

$$\text{電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法に基づく賦課金単価} \times \text{使用電力量}$$

(基本料金単価及び電力量料金単価)

第31条 基本料金単価及び電力量料金単価は、別紙2「買電契約単価一覧」のとおりとする。ただし、夏季とは毎年7月1日から9月30日とし、その他季とは夏季以外の期間をいう。

(力率)

第32条 力率は、当該月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とし、単位は%（小数点以下は、四捨五入する。）とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

2 前項の平均力率は、次により算出する。

$$\left\{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \right\} \times 100$$

(通信設備等の取り付け)

第33条 当該地域を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、当該通信設備等は受注者の財産とし、設置工事については、受注者の負担とする。

2 通信設備等の取り付け場所は、発注者と受注者とが協議の上、場所を選定し、発注者が提供する。

3 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担で撤去する。

(燃料費等調整額)

第34条 燃料費の変動等により電力量料金の調整を行う必要が生じた場合には、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。ただし、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額）を超えない範囲で行うものとする。

(契約単価の変更)

第35条 前条に規定するもののほか、契約後において、法令の改正、受注者の発電事情等の変動等により、第31条の契約単価を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(料金の支払)

第36条 受注者は、第29条の計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払いを請求することができる。

2 前項に規定する電気料金は、第30条の料金の計算方法により算出した額とする。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。ただし、受注者との協議により、別途支払日を定める場合はこの限りではない。

4 前項の規定による電気料金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金）

第37条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件による。

（特約事項）

第38条 発注者は、本契約について、契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算が減額・削除された場合には、本契約を変更又は解除することができる。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責を負わないものとする。

売電契約単価一覧

1 今泉工場

区 分	電力量料金単価 (円/kWh)
平日昼間 (夏季)	
平日昼間 (その他季)	
夜間及び休日	

(各単価は契約締結時点の消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

- ・夏季は、毎年7月1日から9月30日までの期間とする。
- ・その他季は、夏季以外の期間とする。

2 葛岡工場

区 分	電力量料金単価 (円/kWh)
平日昼間 (夏季)	
平日昼間 (その他季)	
夜間及び休日	

(各単価は契約締結時点の消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

- ・夏季は、毎年7月1日から9月30日までの期間とする。
- ・その他季は、夏季以外の期間とする。

3 松森工場

区 分	電力量料金単価 (円/kWh)
平日昼間 (夏季)	
平日昼間 (その他季)	
夜間及び休日	

(各単価は契約締結時点の消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

- ・夏季は、毎年7月1日から9月30日までの期間とする。
- ・その他季は、夏季以外の期間とする。

買電契約単価一覧

1 今泉工場

区 分	基本料金単価 (円/kW) (契約電力1ヶ月当り)	電力量料金単価 (円/kWh)	
		夏 季	その他季
常時供給分 (使用月)			
常時供給分 (不使用月)			
自家発供給分 (使用月)		(定期補修)	(定期補修)
		(定期補修以外)	(定期補修以外)
自家発供給 (不使用月)			

(各単価は契約締結時点の消費税及び地方消費税相当額を含む。)

- ・夏季は、毎年7月1日から9月30日までの期間とする。
- ・その他季は、夏季以外の期間とする。

2 松森工場

区分	基本料金単価 (円/kW) (契約電力1ヶ月当り)	電力量料金単価 (円/kWh)	
		夏 季	その他季
常時供給分 (使用月)			
常時供給分 (不使用月)			
自家発供給分 (使用月)		(定期補修)	(定期補修)
		(定期補修以外)	(定期補修以外)
自家発供給 (不使用月)			

(各単価は契約締結時点の消費税及び地方消費税相当額を含む。)

- ・夏季は、毎年7月1日から9月30日までの期間とする。
- ・その他季は、夏季以外の期間とする。

3 石積埋立処分場

区分	基本料金単価 (円/kW) (契約電力1ヶ月当り)	電力量料金単価 (円/kWh)	
		夏季	その他季
基本料金単価			
従量料金単価			

(各単価は契約締結時点の消費税及び地方消費税相当額を含む。)

- ・夏季は、毎年7月1日から9月30日までの期間とする。
- ・その他季は、夏季以外の期間とする。

4 延寿埋立処分場

区分	基本料金単価 (円/kW) (契約電力1ヶ月当り)	電力量料金単価 (円/kWh)	
		夏季	その他季
基本料金単価			
従量料金単価			

(各単価は契約締結時点の消費税及び地方消費税相当額を含む。)

- ・夏季は、毎年7月1日から9月30日までの期間とする。
- ・その他季は、夏季以外の期間とする。

5 森郷埋立処分場跡地排水処理施設

区分	基本料金単価 (円/kW) (契約電力1ヶ月当り)	電力量料金単価 (円/kWh)	
		夏季	その他季
基本料金単価			
従量料金単価			

(各単価は契約締結時点の消費税及び地方消費税相当額を含む。)

- ・夏季は、毎年7月1日から9月30日までの期間とする。
- ・その他季は、夏季以外の期間とする。

6 堆肥化センター

区分	基本料金単価 (円/kW) (契約電力1ヶ月当り)	電力量料金単価 (円/kWh)	
		夏季	その他季
基本料金単価			
従量料金単価			

(各単価は契約締結時点の消費税及び地方消費税相当額を含む。)

- ・夏季は、毎年7月1日から9月30日までの期間とする。
- ・その他季は、夏季以外の期間とする。

7 南蒲生環境センター

区分	基本料金単価 (円/kW) (契約電力1ヶ月当り)	電力量料金単価 (円/kWh)	
		夏季	その他季
基本料金単価			
従量料金単価			

(各単価は契約締結時点の消費税及び地方消費税相当額を含む。)

- ・夏季は、毎年7月1日から9月30日までの期間とする。
- ・その他季は、夏季以外の期間とする。

仕 様 書

件 名 仙台市今泉工場ほか7施設電力需給契約（売電・買電）

仙台市環境局施設部施設課

目 次

1. 電力需給契約（売電）仕様書

(1-1) 今泉工場

(1-2) 葛岡工場

(1-3) 松森工場

2. 電力需給契約（買電）仕様書

(2-1) 今泉工場

(2-2) 松森工場

(2-3) 石積埋立処分場

(2-4) 延寿埋立処分場

(2-5) 森郷埋立処分場跡地排水処理施設

(2-6) 堆肥化センター

(2-7) 南蒲生環境センター

3. 別紙一覧

4. 添付資料一覧

(1-1) 今泉工場 電力需給契約（売電）仕様書

1. 概要

- (1) 需給場所 今泉工場
 仙台市若林区今泉字上新田 103 番地
- (2) 業種及び用途 一般廃棄物処理施設（焼却施設）

2. 仕様

- (1) 発電設備 3,500 kW
- (2) 電力需給条件
- ア 供給電気方式 交流三相三線式
 - イ 需給電圧 標準 6,000 V
 - ウ 標準周波数 50 Hz
 - エ 送電方式 1 回線
 - オ 力率 85 %以上（正常基準値）
- (3) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点
 仙台市所有の今泉工場内に施設した構内引込第一柱上の負荷開閉器の電源側接続点
- (4) 需給電力
 発注者の一般廃棄物による自家発電設備からの発生電力のうち、自らが消費する電力を除いた電力
- (5) 予定需給電力量 9,673,150 kWh
- (6) 予定最大送電電力 2,000 kW
- (7) 契約期間 令和 5 年 10 月 1 日 0 時から令和 6 年 9 月 30 日 24 時まで
- (8) 契約単価の時間帯区分及び時間帯区別の予定需給電力量
- ア 契約単価は次の時間帯区分による。なお、契約単価には環境に関わる付加価値（非化石価値を含む。）を含むものとする。

時 間 帯 区 分	
平 日 昼 間	夏 季
	その他季
夜間及び休日	

ただし、「夏季」とは毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日とし、その他季とは夏季以外の期間をいう。

また、平日昼間とは休日等を除く日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいい、夜間及び休日とは夏季及びその他季の平日昼間帯を除く時間をいう。

なお、休日等とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 29 日、12 月 30 日をいう。

イ 時間帯区別予定需給電力量・・・別紙 1

(9) 需給電力量の計量及び検針

ア 毎月の需給電力量の計量は、発注者の需給場所に設置された取引用電力量計を介して行うものとする。

イ 取引用電力量計の計量は、毎月 1 日午前 0 時に東北電力ネットワーク株式会社が

- 行うものとし、発注者及び受注者はその結果について、互いに確認するものとする。
- ウ 受注者は、電力需給契約を遵守するために必要な計器、通信設備その他付属設備（以下「通信装置等」という。）を設置する必要がある場合は、受注者の財産として受注者の負担で設置する。また、それらの設置場所及び電源は発注者側で無償供給する。
- エ 受注者が所有する通信装置等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担で撤去する。
- オ 受注者は必要があるときは、発注者に対して臨時検針を求めることができるものとし、発注者はこれに応じるものとする。
- カ 取引用電力量計に不具合が生じた場合は、その期間内の需給電力量については、その都度発注者と受注者との協議により決定するものとする。
- キ 電力計 自動検針対応電力量計 有り（通信機能の付加可能）
電力量計の構成
型番 東北計器工業株式会社製
HP3E7-R 形
精度 通信機能付精密級

(10) 電力量料金の算定方法

- ア 毎月の料金は、前号によって計量された需給電力量に契約単価を乗じて得た金額に消費税等相当額を加算したものとする。
- イ 契約単価の有効桁数は円単位において、小数点以下第2位まで可とする。

(11) 電力需給上の協力

- ア 発注者は受注者の要求に基づき、原則として週1回の頻度で需給計画を提供するものとする。
- イ 需給計画とかけ離れる事態が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合は、発注者は受注者に対し速やかに通知するものとする。
- ウ 発注者は需給電力の安定に努力するものとする。

(12) バランシンググループ

受注者は発電契約者として、本発電設備を含む発電バランシンググループを形成し、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものとする。ただし、これによりがたい場合は、受注者が本発電設備を、受注者以外の事業者が発電契約者となる発電バランシンググループに加入させるものとする。

3. その他

(1) 環境に関わる付加価値の帰属

発注者の発電所から発生し、受注者が需給した電力について、二酸化炭素排出量削減・化石燃料消費削減等の環境に関わる付加価値（非化石価値を含む。）は全て受注者に帰属する。

(2) 需給電力の増減

予定需給電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態または故障等により変動する場合があるが、発注者はその予定需給電力量に拘束されるものではなく、何らの責務を負うものではないものとする。

(3) 仕様外の事項

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者との協議により定める。

(4) 添付資料

- ア 令和3年度 今泉工場月別需給電力計画値（30分値）

- イ 令和4年度 今泉工場月別需給電力計画値 (30 分値)
- ウ 令和5年度 今泉工場月別需給電力計画値 (下半期, 30 分値)
- エ 令和6年度 今泉工場月別需給電力計画値 (上半期, 30 分値)
- オ 令和3年度 今泉工場月別需給電力実績値 (30 分値)
- カ 令和4年度 今泉工場月別需給電力実績値 (30 分値)
- キ 令和5・6年度 今泉工場焼却炉運転計画

(1-2) 葛岡工場 電力需給契約（売電）仕様書

1. 概要

- (1) 需給場所 仙台市葛岡工場
仙台市青葉区郷六字葛岡 57 番地の 1
- (2) 業種及び用途 一般廃棄物処理施設（焼却施設）

2. 仕様

- (1) 発電設備 5,800 kW × 2 台
- (2) 電力需給条件
- ア 供給電気方式 交流三相三線式
 - イ 需給電圧 標準 60,000 V
 - ウ 標準周波数 50 Hz
 - エ 送電方式 1 回線
 - オ 力率 85 %以上（正常基準値）
- (3) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点
仙台市所有の葛岡工場内に施設した構内引込鉄塔のケーブルヘッド端子
- (4) 需給電力
発注者の一般廃棄物による自家発電設備からの発生電力のうち、自らが消費する電力を除いた電力
- (5) 予定需給電力量 38,364,400 kWh
- (6) 予定最大送電電力 9,600 kW
- (7) 契約期間 令和 5 年 10 月 1 日 0 時から令和 6 年 9 月 30 日 24 時まで
- (8) 契約単価の時間帯区分及び時間帯区別の予定需給電力量
- ア 契約単価は次の時間帯区分による。なお、契約単価には環境に関わる付加価値（非化石価値を含む。）を含むものとする。

時 間 帯 区 分	
平 日 昼 間	夏 季
	その他季
夜間及び休日	

ただし、「夏季」とは毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日とし、その他季とは夏季以外の期間をいう。

また、平日昼間とは休日等を除く日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいい、夜間及び休日とは夏季及びその他季の平日昼間帯を除く時間をいう。

なお、休日等とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 29 日、12 月 30 日をいう。

イ 時間帯区別予定需給電力量・・・別紙 2

(9) 需給電力量の計量及び検針

ア 毎月の需給電力量の計量は、発注者の需給場所に設置された取引用電力量計を介して行うものとする。

イ 取引用電力量計の計量は、毎月 1 日午前 0 時に東北電力ネットワーク株式会社が

- 行うものとし、発注者及び受注者はその結果について、互いに確認するものとする。
- ウ 受注者は、電力需給契約を遵守するために必要な計器、通信設備その他付属設備（以下「通信装置等」という。）を設置する必要がある場合は、受注者の財産として受注者の負担で設置する。また、それらの設置場所及び電源は発注者側で無償供給する。
- エ 受注者が所有する通信装置等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担で撤去する。
- オ 受注者は必要があるときは、発注者に対して臨時検針を求めることができるものとし、発注者はこれに応じるものとする。
- カ 取引用電力量計に不具合が生じた場合は、その期間内の需給電力量については、その都度発注者と受注者との協議により決定するものとする。
- キ 電力計 自動検針対応電力量計 有り（通信機能の付加可能）
電力量計の構成
型番 富士電機メーター株式会社製
FP3E15-R 形
精度 通信機能付精密級

(10) 電力量料金の算定方法

- ア 毎月の料金は、前号によって計量された需給電力量に契約単価を乗じて得た金額に消費税等相当額を加算したものとする。
- イ 契約単価の有効桁数は円単位において、小数点以下第2位まで可とする。

(11) 電力需給上の協力

- ア 発注者は受注者の要求に基づき、原則として週1回の頻度で需給計画を提供するものとする。
- イ 需給計画とかけ離れる事態が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合は、発注者は受注者に対し速やかに通知するものとする。
- ウ 発注者は需給電力の安定に努力するものとする。

(12) バランシンググループ

受注者は発電契約者として、本発電設備を含む発電バランシンググループを形成し、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものとする。ただし、これによりがたい場合は、受注者が本発電設備を、受注者以外の事業者が発電契約者となる発電バランシンググループに加入させるものとする。

3. その他

(1) 環境に関わる付加価値の帰属

発注者の発電所から発生し、受注者が需給した電力について、二酸化炭素排出量削減・化石燃料消費削減等の環境に関わる付加価値（非化石価値を含む。）は全て受注者に帰属する。

(2) 需給電力の増減

予定需給電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態または故障等により変動する場合があるが、発注者はその予定需給電力量に拘束されるものではなく、何らの責務を負うものではないものとする。

(3) 仕様外の事項

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者との協議により定める。

(4) 添付資料

- ア 令和3年度 葛岡工場月別需給電力計画値（30分値）

- イ 令和4年度 葛岡工場月別需給電力計画値 (30 分値)
- ウ 令和5年度 葛岡工場月別需給電力計画値 (下半期, 30 分値)
- エ 令和6年度 葛岡工場月別需給電力計画値 (上半期, 30 分値)
- オ 令和3年度 葛岡工場月別需給電力実績値 (30 分値)
- カ 令和4年度 葛岡工場月別需給電力実績値 (30 分値)
- キ 令和5・6年度 葛岡工場焼却炉運転計画

(1-3) 松森工場 電力需給契約（売電）仕様書

1. 概要

- (1) 需給場所 仙台市松森工場
仙台市泉区松森字城前 135
- (2) 業種及び用途 一般廃棄物処理施設（焼却施設）
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第6条に規定される認定発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス）である。
設備 ID : R000166B04

2. 仕様

- (1) 発電設備 17,500 kW
- (2) 電力需給条件
- ア 供給電気方式 交流三相三線式
 - イ 需給電圧 標準 60,000 V
 - ウ 標準周波数 50 Hz
 - エ 送電方式 1回線
 - オ 力率 85 %以上（正常基準値）
- (3) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点
仙台市所有の松森工場内に施設した構内引込鉄塔のケーブル端子
- (4) 需給電力
発注者の一般廃棄物による自家発電設備からの発生電力のうち、自らが消費する電力を除いた電力のうち、再エネ特措法第2条第2項に定義する再生可能エネルギー電気に相当する電力（以下「バイオマス電力」という。）を除いた電力（以下「非バイオマス電力」という。）
- (5) 予定需給電力量 10,493,531 kWh
- (6) 予定最大送電電力 10,180 kW
- (7) 契約期間 令和5年10月1日0時から令和6年9月30日24時まで
- (8) 契約単価の時間帯区分及び時間帯区別の予定需給電力量
- ア 契約単価は次の時間帯区分による。なお、契約単価には環境に関わる付加価値（非化石価値を含む。）を含むものとする。

時 間 帯 区 分	
平 日	夏 季
昼 間	その他季
夜間及び休日	

ただし、「夏季」とは毎年7月1日から9月30日とし、その他季とは夏季以外の期間をいう。

また、平日昼間とは休日等を除く日の午前8時から午後10時までの時間をいい、夜間及び休日とは夏季及びその他季の平日昼間帯を除く時間をいう。

なお、休日等とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、

1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日をいう。

イ 時間帯区分別予定需給電力量・・・別紙3

(9) バイオマス比率及び非バイオマス電力量

ア 発注者は本発電設備において、発電に用いた燃料のうち再エネ特措法に定めるバイオマス燃料の比率について、再エネ特措法の定めに従い算定し、計算根拠とあわせて受注者へ通知する。

イ バイオマス比率は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位まで求めるものとする。

ウ 非バイオマス電力量は、東北電力ネットワーク株式会社より受注者に通知される。

(10) 需給電力量の計量及び検針

ア 毎月の需給電力量の計量は、発注者の需給場所に設置された取引用電力量計を介して行うものとする。

イ 取引用電力量計の計量は、毎月1日午前0時に東北電力ネットワーク株式会社が行うものとし、発注者及び受注者はその結果について、互いに確認するものとする。

ウ 受注者は、電力需給契約を遵守するために必要な計器、通信設備その他附属設備（以下「通信装置等」という。）を設置する必要がある場合は、受注者の財産として受注者の負担で設置する。また、それらの設置場所及び電源は発注者側で無償供給する。

エ 受注者が所有する通信装置等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担で撤去する。

オ 受注者は必要があるときは、発注者に対して臨時検針を求めることができるものとし、発注者はこれに応じるものとする。

カ 取引用電力量計に不具合が生じた場合は、その期間内の需給電力量については、その都度発注者と受注者との協議により決定するものとする。

キ 電力計 自動検針対応電力量計 有り (通信機能の付加可能)

電力量計の構成

型番 三菱電機株式会社製

WH3E5-K16R 形

精度 通信機能付特別精密級

(11) 電力量料金の算定方法

ア 毎月の料金は、前号によって計量された需給電力量に契約単価を乗じて得た金額に消費税等相当額を加算したものとする。

イ 契約単価の有効桁数は円単位において、小数点以下第2位まで可とする。

(12) 電力需給上の協力

ア 発注者は受注者の要求に基づき、原則として週1回の頻度で需給計画を提供するものとする。

イ 需給計画とかけ離れる事態が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合は、発注者は受注者に対し速やかに通知するものとする。

ウ 発注者は需給電力の安定に努力するものとする。

(13) バランシンググループ

受注者は発電契約者として、本発電設備を含む発電バランシンググループを形成し、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものとする。ただし、これによりがたい場合は、受注者が本発電設備を、受注者以外の事業者が発電契約者となる発電バランシンググループに加入させるものとする。

3. その他

- (1) 環境に関わる付加価値の帰属
発注者の発電所から発生し、受注者が需給した電力について、二酸化炭素排出量削減・化石燃料消費削減等の環境に関わる付加価値（非化石価値を含む。）は全て受注者に帰属する。
- (2) 需給電力の増減
予定需給電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態または故障等により変動する可能性があるが、発注者はその予定需給電力量に拘束されるものではなく、何らの責務を負うものではないものとする。
- (3) 仕様外の事項
この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者との協議により定める。
- (4) 添付資料
- ア 令和3年度 松森工場月別余剰電力計画値 (30分値)
 - イ 令和4年度 松森工場月別余剰電力計画値 (30分値)
 - ウ 令和5年度 松森工場月別余剰電力計画値 (下半期, 30分値)
 - エ 令和6年度 松森工場月別余剰電力計画値 (上半期, 30分値)
 - オ 令和3年度 松森工場月別余剰電力実績値 (30分値)
 - カ 令和4年度 松森工場月別余剰電力実績値 (30分値)
 - キ 令和5・6年度 松森工場焼却炉運転計画

(2-1) 今泉工場 電力需給契約（買電）仕様書

1. 概要

- (1) 需要場所 今泉工場
仙台市若林区今泉字上新田103番地
- (2) 業種及び用途 一般廃棄物処理施設（焼却施設）

2. 仕様

(1) 電力供給条件

- ア 供給電気方式 交流三相三線式
- イ 供給電圧 標準 6,000 V
- ウ 計量電圧 標準 6,000 V
- エ 標準周波数 50 Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ コンデンサ取付容量 1,000 kvar
- キ 常用自家発電設備（蒸気タービン） 4,375 kVA
- ク 非常用発電設備（ガスタービン） 500 kVA

(2) 供給電力

需要場所へ供給する電力は、電力需給契約（売電・買電）により受電した電力（書面等により本市清掃工場由来及び非化石電源による電力（CO2フリー）であることを証明すること）とし、需要が上回る場合は、受注者が別途調達した非化石電源による電力（CO2フリー）を供給するものとする。

(3) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力

- ① 常時供給電力 800 kW

（契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測され需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）

- ② 自家発補給電力 900 kW

（自家発補給電力とは、発注者の常用発電設備の検査、補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給設備から同位の電圧で供給するものとする。）

イ 予定使用電力量 627,000 kWh

- ① 月別電力使用計画 ……別紙4

- ② 最大需要電力及び使用電力量実績 ……別紙5

（使用電力量が発注者の常用発電設備の運転状況により、予定使用電力量に対し増減する場合にも、これに応じるものとする。）

ウ 力率 90 %

（但し、需給のない月については85%とする。）

(4) 契約期間

令和5年10月1日午前0時から令和6年9月30日24時まで
但し、電力の供給は令和5年11月1日午前0時からとする。

- (5) 電力量の検針
 ア 自動検針装置 有り
 イ 電力量計構成 型番 HP3E7-R形 (東北計器工業株式会社製)
 精度 通信機能付精密級
- (6) 需給地点 需要場所の住所に同じ
- (7) 保安責任分界点 需要場所の構内引込第一柱に施設した気中開閉器の電源側接続点
- (8) 財産分界点 保安責任分界点に同じ
- (9) 計量場所 需要場所の電気室内

(10) 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(11) 電気料金制度

電気料金制度は、基本料金と電力量料金で構成する料金制などを各社ごとに設定する。また、電力量料金の算定にあたっては、当該区域のみなし小売電気事業者が一般需要家に適用する燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額）を上限として調整を行えるものとする。

(12) 力率

力率は、当該月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とし、単位は%（小数点以下は、四捨五入とする）とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

平均力率の算定式は以下のとおり

$$\left\{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \right\} \times 100$$

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄するのみなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

3. その他

(1) 計量器の設置費用及び、電気料金

計量器の設置、入替及びその他付属装置の設置に伴う費用は、既存設備の改修も含めすべて受注者の負担とする。また、計量器の稼動により生じる電気料金についても受注者の負担とする。

(2) 予備電力供給体制の確保

受注者は、発電設備等に故障や障害が生じた場合においても当工場に対する電力供給に支障の無いよう、予備電力の供給体制を確保する。なお、これに係る費用は本契約に含むものとする。

(3) 契約外の事項

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び、仕様書に定めのないその他の供給条件については、発注者と受注者との協議により定める。

(2-2) 松森工場 電力需給契約（買電）仕様書

1. 概要

- (1) 需要場所 松森工場
仙台市泉区松森字城前135
- (2) 業種及び用途 一般廃棄物処理施設（焼却施設）

2. 仕様

(1) 電力供給条件

- ア 供給電気方式 交流三相三線式
- イ 供給電圧 標準60,000 V
- ウ 計量電圧 標準60,000 V
- エ 標準周波数 50 Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 進相コンデンサ取付容量 6,600 kvar
- キ 常用自家発電設備（蒸気タービン） 21,875 kVA
- ク 非常用自家発電設備（ガスタービン） 3,000 kVA

(2) 供給電力

需要場所へ供給する電力は、電力需給契約（売電・買電）により受電した電力（書面等により本市清掃工場由来及び非化石電源による電力（CO2フリー）であることを証明すること）とし、需要が上回る場合は、受注者が別途調達した非化石電源による電力（CO2フリー）を供給するものとする。

(3) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力

- ① 常時供給電力 2,000 kW

（契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測され需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）

- ② 自家発補給電力 1,000 kW

（自家発補給電力とは、発注者の常用発電設備の検査、補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給設備から同位の電圧で供給するものとする。）

イ 予定使用電力量 3,420,000 kWh

- ① 月別電力使用計画 ……別紙6

- ② 最大需要電力及び電力使用実績 ……別紙7

（使用電力量が発注者の常用発電設備の運転状況により、予定使用電力量に対し増減する場合にも、これに応じるものとする。）

ウ 力率 99 %

（但し、需要のない月については85%とする）

(4) 契約期間

令和5年10月1日午前0時から令和6年9月30日24時まで

(5) 電力量の検針

- | | |
|----------|---------------|
| ア 自動検針装置 | 有り |
| イ 電力量計構成 | 富士電機メーター(株製) |
| | 型番 FP3EL-K19R |
| | 精度 通信機能付精密級 |
- (6) 需給地点 需要場所の電源側接続点
- (7) 保安責任分界点 需要場所の構内引込鉄塔のケーブルヘッド端子
- (8) 財産分界点 保安責任分界点と同じ
- (9) 計量場所 需要場所の特高受変電室内
- (10) 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(11) 電気料金制度

電気料金制度は、基本料金と電力量料金で構成する料金制などを各社ごとに設定する。また、電力量料金の算定にあたっては、当該地域のみなし小売電気事業者が一般需要家に適用する燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額）を上限として調整を行えるものとする。

(12) 力率

力率は、当該月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とし、単位は%（小数点以下は、四捨五入とする。）とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

平均力率の算定式は以下のとおり。

$$\left\{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \right\} \times 100$$

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄するのみなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

3. その他

(1) 計量器の設置費用及び電気料金

計量器の設置、入替及びその他付属装置の設置に伴う費用は、既存設備の改修も含めすべて受注者の負担とする。また、計量器の稼働により生じる電気料金についても受注者の負担とする。

(2) 予備電力供給体制の確保

受注者は、発電設備等に故障や障害が生じた場合においても当工場に対する電力供給に支障の無いよう、予備電力の供給体制を確保する。なお、これに係る費用は本契約に含むものとする。

(3) 契約外の事項

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び、仕様書に定めのないその他の供給条件については、発注者と受注者との協議により定める。

(2-3) 石積埋立処分場 電力需給契約（買電）仕様書

1. 概要

- (1) 需要場所 石積埋立処分場
宮城県富谷市石積堀田26
- (2) 業種及び用途 一般廃棄物処理施設（最終処分場）

2. 仕様

- (1) 電力供給条件
- | | |
|----------|------------|
| ア 供給電気方式 | 交流三相三線式 |
| イ 供給電圧 | 標準 6,000 V |
| ウ 計量電圧 | 標準 6,000 V |
| エ 標準周波数 | 50 Hz |
| オ 受電方式 | 1回線受電 |
- (2) 供給電力
- 需要場所へ供給する電力は、電力需給契約（売電・買電）により受電した電力（書面等により本市清掃工場由来及び非化石電源による電力（CO2フリー）であることを証明すること）とし、需要が上回る場合は、受注者が別途調達した非化石電源による電力（CO2フリー）を供給するものとする。
- (3) 契約電力及び予定使用電力量
- ア 契約電力 356 kW
（ただし、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）
- イ 予定使用電力量 1,879,000 kWh
- ① 月別電力使用計画 ……別紙8
- ② 最大需要電力及び電力使用実績 ……別紙9
（使用電力量が、予定使用電力量に対し増減する場合にも、これに応じるものとする。）
- ウ 力率 100 %
- (4) 契約期間
令和5年10月1日午前0時から令和6年9月30日24時まで
- (5) 電力量の検針
- | | |
|----------|-----------------------|
| ア 自動検針装置 | 有り |
| イ 電力量計構成 | 型番 WM3EP-R（三菱電機株式会社製） |
- (6) 需給地点 需要場所の住所に同じ
- (7) 保安責任分界点 需要場所の構内引込第一柱に施設した気中開閉器の電源側接続点
- (8) 財産分界点 保安責任分界点に同じ
- (9) 計量場所 需要場所の構内引込第一柱
- (10) 電気料金の算定期間
電気料金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(11) 電気料金制度

電気料金制度は、基本料金と電力量料金で構成する料金制などを各社ごとに設定する。また、電力量料金の算定にあたっては、当該区域のみなし小売電気事業者が一般需要家に適用する燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額）を上限として調整を行えるものとする。

(12) 力率

力率は、当該月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とし、単位は%（小数点以下は、四捨五入とする）とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

平均力率の算定式は以下のとおり

$$\left\{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \right\} \times 100$$

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄するのみなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

3. その他

(1) 計量器の設置費用及び、電気料金

計量器の設置、入替及びその他付属装置の設置に伴う費用は、既存設備の改修も含めすべて受注者の負担とする。また、計量器の稼動により生じる電気料金についても受注者の負担とする。

(2) 予備電力供給体制の確保

受注者は、発電設備等に故障や障害が生じた場合においても当市設に対する電力供給に支障の無いよう、予備電力の供給体制を確保する。なお、これに係る費用は本契約に含むものとする。

(3) 契約外の事項

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び、仕様書に定めのないその他の供給条件については、発注者と受注者との協議により定める。

(2-4) 延寿埋立処分場 電力需給契約（買電）仕様書

1. 概要

- (1) 需要場所 延寿埋立処分場
仙台市泉区福岡字延寿地内
- (2) 業種及び用途 一般廃棄物処理施設（最終処分場）

2. 仕様

- (1) 電力供給条件
- | | |
|----------|------------|
| ア 供給電気方式 | 交流三相三線式 |
| イ 供給電圧 | 標準 6,000 V |
| ウ 計量電圧 | 標準 6,000 V |
| エ 標準周波数 | 50 Hz |
| オ 受電方式 | 1回線受電 |
- (2) 供給電力
- 需要場所へ供給する電力は、電力需給契約（売電・買電）により受電した電力（書面等により本市清掃工場由来及び非化石電源による電力（CO2フリー）であることを証明すること）とし、需要が上回る場合は、受注者が別途調達した非化石電源による電力（CO2フリー）を供給するものとする。
- (3) 契約電力及び予定使用電力量
- ア 契約電力 64 kW
（ただし、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）
- イ 予定使用電力量 279,000 kWh
- ① 月別電力使用計画 ……別紙10
- ② 最大需要電力及び電力使用実績 ……別紙11
（使用電力量が、予定使用電力量に対し増減する場合にも、これに応じるものとする。）
- ウ 力率 100 %
- (4) 契約期間
令和5年10月1日午前0時から令和6年9月30日24時まで
- (5) 電力量の検針
- | | |
|----------|-------------------------|
| ア 自動検針装置 | 有り |
| イ 電力量計構成 | 型番 HM3ES-R（東北計器工業株式会社製） |
- (6) 需給地点 需要場所の住所に同じ
- (7) 保安責任分界点 需要場所の構内引込第一柱に施設した気中開閉器の電源側接続点
- (8) 財産分界点 保安責任分界点に同じ
- (9) 計量場所 需要場所の構内引込第一柱
- (10) 電気料金の算定期間
電気料金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(11) 電気料金制度

電気料金制度は、基本料金と電力量料金で構成する料金制などを各社ごとに設定する。また、電力量料金の算定にあたっては、当該区域のみなし小売電気事業者が一般需要家に適用する燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額）を上限として調整を行えるものとする。

(12) 力率

力率は、当該月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とし、単位は%（小数点以下は、四捨五入とする）とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

平均力率の算定式は以下のとおり

$$\left\{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \right\} \times 100$$

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄するのみなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

3. その他

(1) 計量器の設置費用及び、電気料金

計量器の設置、入替及びその他付属装置の設置に伴う費用は、既存設備の改修も含めすべて受注者の負担とする。また、計量器の稼動により生じる電気料金についても受注者の負担とする。

(2) 予備電力供給体制の確保

受注者は、発電設備等に故障や障害が生じた場合においても当市設に対する電力供給に支障の無いよう、予備電力の供給体制を確保する。なお、これに係る費用は本契約に含むものとする。

(3) 契約外の事項

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び、仕様書に定めのないその他の供給条件については、発注者と受注者との協議により定める。

(2-5) 森郷埋立処分場跡地排水処理施設 電力需給契約（買電）仕様書

1. 概要

- (1) 需要場所 森郷埋立処分場跡地排水処理施設
宮城県宮城郡利府町森郷字内の目北17-1
- (2) 業種及び用途 排水処理施設

2. 仕様

- (1) 電力供給条件
- | | |
|----------|------------|
| ア 供給電気方式 | 交流三相三線式 |
| イ 供給電圧 | 標準 6,000 V |
| ウ 計量電圧 | 標準 6,000 V |
| エ 標準周波数 | 50 Hz |
| オ 受電方式 | 1回線受電 |
- (2) 供給電力
- 需要場所へ供給する電力は、電力需給契約（売電・買電）により受電した電力（書面等により本市清掃工場由来及び非化石電源による電力（CO2フリー）であることを証明すること）とし、需要が上回る場合は、受注者が別途調達した非化石電源による電力（CO2フリー）を供給するものとする。
- (3) 契約電力及び予定使用電力量
- ア 契約電力 34 kW
（ただし、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）
- イ 予定使用電力量 182,000 kWh
- ① 月別電力使用計画 ……別紙12
- ② 最大需要電力及び電力使用実績 ……別紙13
（使用電力量が、予定使用電力量に対し増減する場合にも、これに応じるものとする。）
- ウ 力率 100 %
- (4) 契約期間
令和5年10月1日午前0時から令和6年9月30日24時まで
- (5) 電力量の検針
- | | |
|----------|------------------------|
| ア 自動検針装置 | 有り |
| イ 電力量計構成 | 型番 FM3E11-R（富士電機株式会社製） |
- (6) 需給地点 需要場所の住所に同じ
- (7) 保安責任分界点 需要場所の構内引込第一柱に施設した気中開閉器の電源側接続点
- (8) 財産分界点 保安責任分界点に同じ
- (9) 計量場所 需要場所の構内引込第一柱
- (10) 電気料金の算定期間
電気料金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(11) 電気料金制度

電気料金制度は、基本料金と電力量料金で構成する料金制などを各社ごとに設定する。また、電力量料金の算定にあたっては、当該区域のみなし小売電気事業者が一般需要家に適用する燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額）を上限として調整を行えるものとする。

(12) 力率

力率は、当該月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とし、単位は%（小数点以下は、四捨五入とする）とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

平均力率の算定式は以下のとおり

$$\left\{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \right\} \times 100$$

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄するのみなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

3. その他

(1) 計量器の設置費用及び、電気料金

計量器の設置、入替及びその他付属装置の設置に伴う費用は、既存設備の改修も含めすべて受注者の負担とする。また、計量器の稼動により生じる電気料金についても受注者の負担とする。

(2) 予備電力供給体制の確保

受注者は、発電設備等に故障や障害が生じた場合においても当市設に対する電力供給に支障の無いよう、予備電力の供給体制を確保する。なお、これに係る費用は本契約に含むものとする。

(3) 契約外の事項

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び、仕様書に定めのないその他の供給条件については、発注者と受注者との協議により定める。

(2-6) 堆肥化センター 電力需給契約（買電）仕様書

1. 概要

- (1) 需要場所 堆肥化センター
宮城県富谷市石積堀田26
- (2) 業種及び用途 高速堆肥化施設

2. 仕様

- (1) 電力供給条件
- ア 供給電気方式 交流三相三線式
- イ 供給電圧 標準 6,000 V
- ウ 計量電圧 標準 6,000 V
- エ 標準周波数 50 Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- (2) 供給電力
- 需要場所へ供給する電力は、電力需給契約（売電・買電）により受電した電力（書面等により本市清掃工場由来及び非化石電源による電力（CO2フリー）であることを証明すること）とし、需要が上回る場合は、受注者が別途調達した非化石電源による電力（CO2フリー）を供給するものとする。
- (3) 契約電力及び予定使用電力量
- ア 契約電力 111 kW
（ただし、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）
- イ 予定使用電力量 532,000 kWh
- ① 月別電力使用計画 ……別紙14
- ② 最大需要電力及び電力使用実績 ……別紙15
（使用電力量が、予定使用電力量に対し増減する場合にも、これに応じるものとする。）
- ウ 力率 100 %
- (4) 契約期間
令和5年10月1日午前0時から令和6年9月30日24時まで
- (5) 電力量の検針
- ア 自動検針装置 有り
- イ 電力量計構成 型番 HM3ES-R（東北計器工業株式会社製）
- (6) 需給地点 需要場所の住所に同じ
- (7) 保安責任分界点 需要場所の構内引込第一柱に施設した気中開閉器の電源側接続点
- (8) 財産分界点 保安責任分界点に同じ
- (9) 計量場所 需要場所の構内引込第一柱
- (10) 電気料金の算定期間
電気料金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(11) 電気料金制度

電気料金制度は、基本料金と電力量料金で構成する料金制などを各社ごとに設定する。また、電力量料金の算定にあたっては、当該区域のみなし小売電気事業者が一般需要家に適用する燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額）を上限として調整を行えるものとする。

(12) 力率

力率は、当該月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とし、単位は%（小数点以下は、四捨五入とする）とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

平均力率の算定式は以下のとおり

$$\left\{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \right\} \times 100$$

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄するのみなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

3. その他

(1) 計量器の設置費用及び、電気料金

計量器の設置、入替及びその他付属装置の設置に伴う費用は、既存設備の改修も含めすべて受注者の負担とする。また、計量器の稼動により生じる電気料金についても受注者の負担とする。

(2) 予備電力供給体制の確保

受注者は、発電設備等に故障や障害が生じた場合においても当市設に対する電力供給に支障の無いよう、予備電力の供給体制を確保する。なお、これに係る費用は本契約に含むものとする。

(3) 契約外の事項

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び、仕様書に定めのないその他の供給条件については、発注者と受注者との協議により定める。

(2-7) 南蒲生環境センター 電力需給契約（買電）仕様書

1. 概要

- (1) 需要場所 南蒲生環境センター
仙台市宮城野区蒲生字八郎兵エ谷地第二
- (2) 業種及び用途 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）

2. 仕様

- (1) 電力供給条件
- | | |
|----------|------------|
| ア 供給電気方式 | 交流三相三線式 |
| イ 供給電圧 | 標準 6,000 V |
| ウ 計量電圧 | 標準 6,000 V |
| エ 標準周波数 | 50 Hz |
| オ 受電方式 | 1回線受電 |
- (2) 供給電力
- 需要場所へ供給する電力は、電力需給契約（売電・買電）により受電した電力（書面等により本市清掃工場由来及び非化石電源による電力（CO2フリー）であることを証明すること）とし、需要が上回る場合は、受注者が別途調達した非化石電源による電力（CO2フリー）を供給するものとする。
- (3) 契約電力及び予定使用電力量
- ア 契約電力 168 kW
（ただし、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）
- イ 予定使用電力量 226,000 kWh
- ① 月別電力使用計画 ……別紙16
- ② 最大需要電力及び電力使用実績 ……別紙17
（使用電力量が、予定使用電力量に対し増減する場合にも、これに応じるものとする。）
- ウ 力率 99 %
- (4) 契約期間
令和5年10月1日午前0時から令和6年9月30日24時まで
- (5) 電力量の検針
- | | |
|----------|-------------------------|
| ア 自動検針装置 | 有り |
| イ 電力量計構成 | 型番 HM3EF-R（東北計器工業株式会社製） |
- (6) 需給地点 需要場所の住所に同じ
- (7) 保安責任分界点 需要場所の構内引込第一柱に施設した気中開閉器の電源側接続点
- (8) 財産分界点 保安責任分界点に同じ
- (9) 計量場所 需要場所の構内引込第一柱
- (10) 電気料金の算定期間
電気料金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(11) 電気料金制度

電気料金制度は、基本料金と電力量料金で構成する料金制などを各社ごとに設定する。また、電力量料金の算定にあたっては、当該区域のみなし小売電気事業者が一般需要家に適用する燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額）を上限として調整を行えるものとする。

(12) 力率

力率は、当該月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とし、単位は%（小数点以下は、四捨五入とする）とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

平均力率の算定式は以下のとおり

$$\left\{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \right\} \times 100$$

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄するのみなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

3. その他

(1) 計量器の設置費用及び、電気料金

計量器の設置、入替及びその他付属装置の設置に伴う費用は、既存設備の改修も含めすべて受注者の負担とする。また、計量器の稼動により生じる電気料金についても受注者の負担とする。

(2) 予備電力供給体制の確保

受注者は、発電設備等に故障や障害が生じた場合においても当市設に対する電力供給に支障の無いよう、予備電力の供給体制を確保する。なお、これに係る費用は本契約に含むものとする。

(3) 契約外の事項

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び、仕様書に定めのないその他の供給条件については、発注者と受注者との協議により定める。

施設名：今泉工場

時間帯区別予定需給電力量

月	需給電力量 (kWh)			
	夏季昼間	その他季昼間	夜間・休日	合計
R5. 10		252, 150	462, 050	714, 200
11		234, 800	473, 700	708, 500
12		352, 000	660, 600	1, 012, 600
R6. 1		0	146, 450	146, 450
2		32, 300	20, 800	53, 100
3		364, 350	636, 600	1, 000, 950
4		352, 000	648, 100	1, 000, 100
5		327, 450	672, 200	999, 650
6		343, 050	621, 900	964, 950
7	400, 650		663, 750	1, 064, 400
8	387, 600		698, 350	1, 085, 950
9	331, 900		590, 400	922, 300
合計	1, 120, 150	2, 258, 100	6, 294, 900	9, 673, 150

施設名：葛岡工場

時間帯区分別予定需給電力量

月	需給電力量 (kWh)			
	夏季昼間	その他季昼間	夜間・休日	合計
R5. 10		2,327,150	2,819,650	5,146,800
11		1,558,950	2,006,150	3,565,100
12		1,220,350	1,886,500	3,106,850
R6. 1		890,400	1,801,550	2,691,950
2		2,049,500	2,604,700	4,654,200
3		2,109,600	2,513,400	4,623,000
4		951,400	1,283,800	2,235,200
5		903,000	1,483,600	2,386,600
6		156,800	237,250	394,050
7	935,250		1,323,750	2,259,000
8	1,018,900		1,294,050	2,312,950
9	2,049,500		2,939,200	4,988,700
合計	4,003,650	12,167,150	22,193,600	38,364,400

施設名：松森工場

時間帯区別予定需給電力量

月	需給電力量（非バイオマス電力量） （kWh）				（参考） バイオマス比率 過去実績月別平均値	（参考） 余剰電力量 （kWh）
	夏季昼間	その他季 昼間	夜間・休日	合計		
R5. 10		26,439	21,208	47,647	46.020%	88,270
11		576,894	720,561	1,297,455	51.099%	2,653,230
12		583,182	770,872	1,354,054	51.768%	2,807,380
R6. 1		543,124	849,167	1,392,291	49.966%	2,782,690
2		58,947	46,722	105,669	46.098%	196,040
3		705,153	862,288	1,567,441	48.416%	3,038,620
4		222,981	250,780	473,761	51.721%	981,300
5		616,210	801,666	1,417,876	50.328%	2,854,480
6		239,603	299,408	539,011	48.086%	1,038,280
7	528,777		611,196	1,139,973	50.104%	2,284,700
8	529,184		608,015	1,137,199	45.419%	2,083,510
9	0		21,154	21,154	49.390%	41,800
合計	1,057,961	3,572,533	5,863,037	10,493,531		20,850,300

施設名：今泉工場

令和5年度 月別電力使用計画

項目 月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)		購入電力量 (kWh)		季節別電力量内訳 (kWh)		電力量合計 (kWh)
		常時供給 電力	自家発補給 電力	常時供給 電力	自家発補給 電力	夏 季	その他	
10	1,700	800	900	0	0		0	0
11	1,700	800	900	0	0		0	0
12	1,700	800	900	0	0		0	0
1	1,700	800	900	77,000	255,000		332,000	332,000
2	1,700	800	900	79,000	207,000		286,000	286,000
3	1,700	800	900	0	0		0	0
計				156,000	462,000	0	618,000	618,000

令和6年度 月別電力使用計画

項目 月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)		購入電力量 (kWh)		季節別電力量内訳 (kWh)		電力量合計 (kWh)
		常時供給 電力	自家発補給 電力	常時供給 電力	自家発補給 電力	夏 季	その他	
4	1,700	800	900	0	0		0	0
5	1,700	800	900	0	0		0	0
6	1,700	800	900	9,000	0		9,000	9,000
7	1,700	800	900	0	0	0		0
8	1,700	800	900	0	0	0		0
9	1,700	800	900	0	0	0		0
計				9,000	0	0	9,000	9,000

施設名：今泉工場

令和3年度 最大需要電力及び使用電力量実績

項目 月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)		購入電力量 (kWh)		季節別電力量内訳 (kWh)		電力量合計 (kWh)
		常時供給 電力	自家発補給 電力	常時供給 電力	自家発補給 電力	夏 季	その他	
4	1,700	800	900	22,724	0		22,724	22,724
5	1,700	800	900	90,986	0		90,986	90,986
6	1,700	800	900	24,783	0		24,783	24,783
7	1,700	800	900	40,974	0	40,974		40,974
8	1,700	800	900	221,116	0	221,116		221,116
9	1,700	800	900	0	0	0		0
10	1,700	800	900	150,222	0		150,222	150,222
11	1,700	800	900	50,851	0		50,851	50,851
12	1,700	800	900	7,148	0		7,148	7,148
1	1,700	800	900	74,017	373,624		447,641	447,641
2	1,700	800	900	78,932	315,571		394,503	394,503
3	1,700	800	900	0	0		0	0
計				761,753	689,195	262,090	1,188,858	1,450,948

令和4年度 最大需要電力及び使用電力量実績

項目 月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)		購入電力量 (kWh)		季節別電力量内訳 (kWh)		電力量合計 (kWh)
		常時供給 電力	自家発補給 電力	常時供給 電力	自家発補給 電力	夏 季	その他	
4	1,700	800	900	0	0		0	0
5	1,700	800	900	0	0		0	0
6	1,700	800	900	36,220	0		36,220	36,220
7	1,700	800	900	0	0	0		0
8	1,700	800	900	64,749	0	64,749		64,749
9	1,700	800	900	0	0	0		0
10	1,700	800	900	48,308	0		48,308	48,308
11	1,700	800	900	0	0		0	0
12	1,700	800	900	14,379	0		14,379	14,379
1	1,700	800	900	115,701	256,926		372,627	372,627
2	1,700	800	900	125,824	297,495		423,319	423,319
3	1,700	800	900	1	0		1	1
計				405,182	554,421	64,749	894,854	959,603

施設名：松森工場

令和5年度 月別電力使用計画

項目 月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)		購入電力量 (kWh)		季節別電力量内訳 (kWh)		電力量合計 (kWh)
		常時供給 電力	自家発補給 電力	常時供給 電力	自家発補給 電力	夏 季	その他	
10	3,000	2,000	1,000	600,000	700,000		1,300,000	1,300,000
11	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
12	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
1	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
2	3,000	2,000	1,000	100,000	0		100,000	100,000
3	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
計				700,000	700,000	0	1,400,000	1,400,000

令和6年度 月別電力使用計画

項目 月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)		購入電力量 (kWh)		季節別電力量内訳 (kWh)		電力量合計 (kWh)
		常時供給 電力	自家発補給 電力	常時供給 電力	自家発補給 電力	夏 季	その他	
4	3,000	2,000	1,000	300,000	0		300,000	300,000
5	3,000	2,000	1,000	20,000	0		20,000	20,000
6	3,000	2,000	1,000	300,000	0		300,000	300,000
7	3,000	2,000	1,000	0	0	0		0
8	3,000	2,000	1,000	0	0	0		0
9	3,000	2,000	1,000	700,000	700,000	1,400,000		1,400,000
計				1,320,000	700,000	1,400,000	620,000	2,020,000

施設名：松森工場

令和3年度 最大需要電力及び使用電力量実績

項目 月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)		購入電力量 (kWh)		季節別電力量内訳 (kWh)		電力量合計 (kWh)
		常時供給 電力	自家発補給 電力	常時供給 電力	自家発補給 電力	夏 季	その他	
4	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
5	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
6	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
7	3,000	2,000	1,000	15,840	0	15,840		15,840
8	3,000	2,000	1,000	0	0	0		0
9	3,000	2,000	1,000	27,890	0	27,890		27,890
10	3,000	2,000	1,000	558,420	685,110		1,243,530	1,243,530
11	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
12	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
1	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
2	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
3	3,000	2,000	1,000	14,110	0		14,110	14,110
計				616,260	685,110	43,730	1,257,640	1,301,370

令和4年度 最大需要電力及び使用電力量実績

項目 月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)		購入電力量 (kWh)		季節別電力量内訳 (kWh)		電力量合計 (kWh)
		常時供給 電力	自家発補給 電力	常時供給 電力	自家発補給 電力	夏 季	その他	
4	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
5	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
6	3,000	2,000	1,000	144,020	0		144,020	144,020
7	3,000	2,000	1,000	158,580	0	158,580		158,580
8	3,000	2,000	1,000	279,050	0	279,050		279,050
9	3,000	2,000	1,000	666,214	666,214	1,332,428		1,332,428
10	3,000	2,000	1,000	526,104	627,306		1,153,410	1,153,410
11	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
12	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
1	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
2	3,000	2,000	1,000	0	0		0	0
3	3,000	2,000	1,000	30,670	0		30,670	30,670
計				1,804,638	1,293,520	1,770,058	1,328,100	3,098,158

施設名：石積埋立処分場

令和5年度 電力使用計画

月別	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
10	356		162,000	162,000
11	356		160,000	160,000
12	356		170,000	170,000
1	356		170,000	170,000
2	356		123,000	123,000
3	356		165,000	165,000
計		0	950,000	950,000

令和6年度 電力使用計画

月別	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	356		156,000	156,000
5	356		162,000	162,000
6	356		152,000	152,000
7	356	154,000		154,000
8	356	153,000		153,000
9	356	152,000		152,000
計		459,000	470,000	929,000

施設名：石積埋立処分場

令和3年度 使用電力量実績

月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	328	336		155,904	155,904
5	331	336		164,402	164,402
6	333	336		152,167	152,167
7	344	344	156,600		156,600
8	347	347	161,613		161,613
9	335	347	157,352		157,352
10	340	347		164,691	164,691
11	345	347		162,319	162,319
12	351	351		171,770	171,770
1	356	356		169,961	169,961
2	303	356		123,425	123,425
3	334	356		164,944	164,944
計			475,565	1,429,583	1,905,148

令和4年度 使用電力量実績

月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	337	356		158,945	158,945
5	338	356		162,330	162,330
6	333	356		154,289	154,289
7	321	356	154,123		154,123
8	328	356	153,154		153,154
9	327	356	151,580		151,580
10	331	356		162,288	162,288
11	355	356		160,295	160,295
12	346	356		170,253	170,253
1	353	355		173,744	173,744
2	338	355		136,502	136,502
3	307	355		142,547	142,547
計			458,857	1,421,193	1,880,050

施設名：延寿埋立処分場

令和5年度 電力使用計画

月別	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
10	64		22,000	22,000
11	64		19,000	19,000
12	64		21,000	21,000
1	64		19,000	19,000
2	64		20,000	20,000
3	64		24,000	24,000
計		0	125,000	125,000

令和6年度 電力使用計画

月別	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	64		22,000	22,000
5	64		20,000	20,000
6	64		19,000	19,000
7	64	30,000		30,000
8	64	32,000		32,000
9	64	31,000		31,000
計		93,000	61,000	154,000

施設名：延寿埋立処分場

令和3年度 使用電力量実績

月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	54	64		22,078	22,078
5	54	64		23,585	23,585
6	54	64		19,397	19,397
7	60	64	33,115		33,115
8	61	64	31,957		31,957
9	60	64	31,442		31,442
10	61	64		27,246	27,246
11	57	64		26,807	26,807
12	48	64		22,928	22,928
1	42	64		19,190	19,190
2	42	64		19,566	19,566
3	48	61		23,760	23,760
計			96,514	204,557	301,071

令和4年度 使用電力量実績

月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	56	61		26,830	26,830
5	50	61		19,874	19,874
6	57	61		28,732	28,732
7	64	64	30,159		30,159
8	62	64	32,483		32,483
9	57	64	31,890		31,890
10	53	64		22,163	22,163
11	47	64		18,864	18,864
12	44	64		21,021	21,021
1	45	64		22,419	22,419
2	45	64		20,534	20,534
3	56	64		21,784	21,784
計			94,532	202,221	296,753

施設名：森郷埋立処分場跡地排水処理施設

令和5年度 電力使用計画

月別	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
10	34		15,000	15,000
11	34		15,000	15,000
12	34		15,000	15,000
1	34		16,000	16,000
2	34		12,000	12,000
3	34		16,000	16,000
計		0	89,000	89,000

令和6年度 電力使用計画

月別	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	34		15,000	15,000
5	34		16,000	16,000
6	34		15,000	15,000
7	34	16,000		16,000
8	34	16,000		16,000
9	34	15,000		15,000
計		47,000	46,000	93,000

施設名：森郷埋立処分場跡地排水処理施設

令和3年度 使用電力量実績

月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	32	35		16,275	16,275
5	32	34		17,847	17,847
6	33	34		19,137	19,137
7	32	34	19,896		19,896
8	32	34	19,946		19,946
9	33	34	19,805		19,805
10	33	34		20,007	20,007
11	34	34		17,152	17,152
12	34	34		17,638	17,638
1	34	34		15,928	15,928
2	31	34		12,046	12,046
3	32	34		15,924	15,924
計			59,647	151,954	211,601

令和4年度 使用電力量実績

月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	31	34		14,752	14,752
5	32	34		15,556	15,556
6	32	34		14,829	14,829
7	33	34	15,900		15,900
8	32	34	15,669		15,669
9	32	34	14,796		14,796
10	32	34		14,909	14,909
11	31	34		14,556	14,556
12	31	34		15,269	15,269
1	34	34		15,433	15,433
2	32	34		11,007	11,007
3	32	34		14,657	14,657
計			46,365	130,968	177,333

施設名：堆肥化センター

令和5年度 電力使用計画

月別	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
10	111		46,000	46,000
11	111		31,000	31,000
12	111		19,000	19,000
1	111		53,000	53,000
2	111		48,000	48,000
3	111		53,000	53,000
計		0	250,000	250,000

令和6年度 電力使用計画

月別	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	111		47,000	47,000
5	111		48,000	48,000
6	111		48,000	48,000
7	111	48,000		48,000
8	111	47,000		47,000
9	111	44,000		44,000
計		139,000	143,000	282,000

施設名：堆肥化センター

令和3年度 使用電力量実績

月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	106	107		47,451	47,451
5	99	107		48,495	48,495
6	104	107		47,533	47,533
7	104	107	50,450		50,450
8	108	108	50,813		50,813
9	104	108	44,938		44,938
10	92	108		46,883	46,883
11	101	108		47,277	47,277
12	111	111		53,067	53,067
1	110	111		52,818	52,818
2	111	111		48,440	48,440
3	106	111		52,770	52,770
計			146,201	444,734	590,935

令和4年度 使用電力量実績

月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	102	111		52,959	52,959
5	109	111		54,149	54,149
6	110	111		49,961	49,961
7	107	111	48,444		48,444
8	107	111	47,128		47,128
9	97	111	44,174		44,174
10	93	111		45,605	45,605
11	112	111		31,466	31,466
12	106	112		35,124	35,124
1	121	121		60,803	60,803
2	114	121		52,466	52,466
3	98	121		46,032	46,032
計			139,746	428,565	568,311

施設名：南蒲生環境センター

令和5年度 電力使用計画

月別	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
10	168		19,000	19,000
11	168		19,000	19,000
12	168		19,000	19,000
1	168		19,000	19,000
2	168		20,000	20,000
3	168		19,000	19,000
計		0	115,000	115,000

令和6年度 電力使用計画

月別	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	168		18,000	18,000
5	168		16,000	16,000
6	168		21,000	21,000
7	168	18,000		18,000
8	168	21,000		21,000
9	168	17,000		17,000
計		56,000	55,000	111,000

施設名：南蒲生環境センター

令和3年度 使用電力量実績

月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	171	171		21,683	21,683
5	167	171		16,584	16,584
6	162	171		21,704	21,704
7	164	171	18,232		18,232
8	165	171	21,303		21,303
9	159	171	18,762		18,762
10	160	171		19,588	19,588
11	166	171		20,788	20,788
12	166	171		20,355	20,355
1	167	171		19,916	19,916
2	140	171		21,690	21,690
3	139	171		18,824	18,824
計			58,297	181,132	239,429

令和4年度 使用電力量実績

月別	最大需要電力 (kW)	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
4	165	167		18,294	18,294
5	160	167		16,375	16,375
6	165	167		21,035	21,035
7	163	167	19,870		19,870
8	165	167	20,701		20,701
9	156	167	17,445		17,445
10	158	167		19,623	19,623
11	164	167		19,883	19,883
12	168	168		19,304	19,304
1	170	170		20,207	20,207
2	143	170		22,172	22,172
3	140	170		20,368	20,368
計			58,016	177,261	235,277